



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年3月31日火曜日 第2659号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県職員委員会規則の一部を改正する規則.....（人事課）... 299

中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則等の一部を改正する規則.....（保健福祉課）... 300

調理師法施行細則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（薬務衛生課）... 346

児童福祉法施行細則及び児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則.....（子育て支援課）... 347

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則.....（障害福祉課）... 353

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則.....（ " ）... 354

愛媛県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則.....（建築住宅課）... 354

愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則.....（ " ）... 355

告 示

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....（水産課）... 359

漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....（ " ）... 359

海岸保全区域の指定の一部改正（3件）.....（港湾海岸課）... 360

海岸保全区域の指定.....（ " ）... 363

電線共同溝を整備すべき道路として指定した区間の変更.....（道路維持課）... 363

訓 令

愛媛県E V開発推進班規程を廃止する訓令.....（産業創出課）... 364

教育委員会規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則.....（教育総務課）... 364

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令.....（教育総務課）... 370

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令.....（教育総務課教職員厚生室）... 371

人事委員会規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 372

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）... 384

教育長が兼ねることのできない営利企業等の地位を定める規則.....（ " ）... 384

人事委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....（人事委員会事務局）... 385

人事委員会公告

平成27年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告.....（人事委員会事務局）... 386

平成27年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告.....（ " ）... 390

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 393

規 則

○愛媛県規則第17号

愛媛県職員委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員委員会規則の一部を改正する規則

愛媛県職員委員会規則（昭和24年愛媛県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する支援給付の決定及び実施に関する事務を地方局長に委任する。

2 例による生活保護法第19条第4項の規定に基づき、知事は、例による生活保護法第24条から第29条まで、第62条第3項及び第4項、第63条、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する配偶者支援金の決定及び実施に関する事務を地方局長に委任する。

3 例による生活保護法第20条の規定に基づき、知事は、例による生活保護法第77条第1項並びに第78条第1項及び第2項に規定する事務を地方局長に委任する。

(備付書類)

第3条 地方局長は、被支援者(支援給付を受けている者をいう。以下同じ。)ごとに次に掲げる書類を作成し、常にこれを整備しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 支援給付等台帳
- (3) 支援給付等決定調書
- (4) 支援給付金品等支給台帳
- (5) 被支援者等記録表

2 地方局長は、次に掲げる書類を作成し、常にこれを整備しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 被支援者等番号索引簿
- (3) 被支援者等番号登載簿
- (4) 支援給付等申請書受理簿
- (5)・(6) 省略

3 省略

(決定通知書)

第6条 例による生活保護法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)及び第25条第2項に規定する書面の様式は、支援給付及び配偶者支援金の開始又は変更を決定する場合にあっては支援給付決定通知書(様式第9号)又は配偶者支援金決定通知書(様式第9号の2)、却下する場合にあっては支援給付申請却下通知書(様式第10号)又は配偶者支援金申請却下通知書(様式第10号の2)とし、例による生活保護法第26条に規定する書面の様式は、支援給付廃止(停止)決定通知書(様式第11号)又は配偶者支援金廃止決定通知書(様式第11号の2)とする。

(支援給付金品又は配偶者支援金の支給方法等)

第11条 地方局長は、支援給付金品を交付し、又は配偶者支援金を支給しようとするときは、当該職員をして被支援者又は受給者(配偶者支援金の支給を受けている者をいう。以下同じ。)から支援給付決定通知書若しくは配偶者支援金決定通知書又はこれらに類するものの提示を求めさせなければならない。

2 地方局長は、例による生活保護法第19条第7項第3号の規定により、町長に依頼して支援給付金品を交付し、又は配偶者支援金を支給しようとするときは、当該町長に対し当該交付又は当該支給の日(以下「交付日等」という。)の3日前までに支援給付等支給明細書(様式第17号)2部を送付するとともに、その資金をあらかじめ当該町長に交付しなければならない。

(町長の協力事務)

第16条 省略

2～4 省略

び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する支援給付の決定及び実施に関する事務を地方局長に委任する。

2 例による生活保護法第20条の規定に基づき、知事は、例による生活保護法第78条第1項及び第2項に規定する事務を地方局長に委任する。

(備付書類)

第3条 地方局長は、被支援者(支援給付を受けている者をいう。以下同じ。)ごとに次に掲げる書類を作成し、常にこれを整備しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 支援給付台帳
- (3) 支援給付決定調書
- (4) 支援給付金品支給台帳
- (5) 被支援者記録表

2 地方局長は、次に掲げる書類を作成し、常にこれを整備しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 被支援者番号索引簿
- (3) 被支援者番号登載簿
- (4) 支援給付申請書受理簿
- (5)・(6) 省略

3 省略

(決定通知書)

第6条 例による生活保護法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)及び第25条第2項に規定する書面の様式は、支援給付_____の開始又は変更を決定する場合にあっては支援給付決定通知書(様式第9号)_____、却下する場合にあっては支援給付申請却下通知書(様式第10号)_____とし、例による生活保護法第26条に規定する書面の様式は、支援給付廃止(停止)決定通知書(様式第11号)_____とする。

(支援給付金品_____の支給方法等)

第11条 地方局長は、支援給付金品を交付しよう_____とするときは、当該職員をして被支援者等_____から支援給付決定通知書又はこれ_____に類するものの提示を求めさせなければならない。

2 地方局長は、例による生活保護法第19条第7項第3号の規定により町長_____に依頼して支援給付金品を交付しよう_____とするときは、当該町長に対し当該交付の日_____の3日前までに支援給付支給明細書(様式第17号)2部を送付するとともに、その資金をあらかじめ当該町長に交付しなければならない。

(町長の協力事務)

第16条 省略

2～4 省略

5 町長が例による生活保護法第19条第7項第3号の規定により、被支援者に支援給付金品の交付を行い、又は受給者に配偶者支援金の支給を行う場合は、当該町の会計管理者は、交付日等に当該被支援者又は当該受給者から支援給付決定通知書若しくは配偶者支援金決定通知書又はこれらに類するものの提示を求め、これらと支援給付等支給明細書を照合の上、同明細書に従って支援給付金品を交付し、又は配偶者支援金を支給するとともに、速やかに、当該被支援者又は当該受給者の受領印のある同明細書を添えて支援給付等交付金精算書（様式第34号）を地方局長に提出しなければならない。

（繰替支弁）

第19条 省略

2 市町又は地方局は、例による生活保護法第72条の規定による繰替支弁をしたときは、支出した月の翌月末までに支援給付等繰替支弁金計算書（様式第38号）に支出に関する証拠書類の写しを添付して、当該費用を支弁すべき市町又は地方局に、その費用の弁償を請求しなければならない。

3 省略

（負担金精算書）

第20条 市長は、支援給付等負担金精算（調）書（様式第39号）を2部作成し、当該年度の歳入歳出決算書抄本を添付して、毎年6月10日までに知事に提出しなければならない。

2 地方局長は、前項の支援給付等負担金精算（調）書に準じて精算書を2部作成し、毎年6月10日までに知事に提出しなければならない。

（経理状況調）

第22条 市長及び地方局長は、毎月支援給付等経理状況調（様式第40号）を作成し、翌月10日までに知事に提出しなければならない。

様式第1号（第4条関係） 要支援者転出通知書

省略

次の者は、当管内において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を実施していましたが、貴管内に転出しましたから、よろしくお取り計らいください。

省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

5 町長が例による生活保護法第19条第7項第3号の規定により被支援者等に支援給付金品の交付を行う

_____場合は、当該町の会計管理者は、指定された交付日に当該支援者等_____から支援給付決定通知書又はこれ

_____に類するものの提示を求め、これと支援給付支給明細書_____を照合の上、同明細書に従って支援給付金品を交付する_____とともに、速やかに、当該被支援者等_____の受領印のある同明細書を添えて支援給付交付金精算書_____（様式第34号）を地方局長に提出しなければならない。

_____の受領印のある同明細書を添えて支援給付交付金精算書_____（様式第34号）を地方局長に提出しなければならない。

（繰替支弁）

第19条 省略

2 市町又は地方局は、例による生活保護法第72条の規定による繰替支弁をしたときは、支出した月の翌月末までに支援給付繰替支弁金計算書（様式第38号）に支出に関する証拠書類の写しを添付して、当該費用を支弁すべき市町又は地方局に、その費用の弁償を請求しなければならない。

3 省略

（支援給付負担金精算書）

第20条 市長は、支援給付負担金精算（調）書（様式第39号）を2部作成し、当該年度の歳入歳出決算書抄本を添付して、毎年6月10日までに知事に提出しなければならない。

2 地方局長は、前項の支援給付負担金精算（調）書に準じて精算書を2部作成し、毎年6月10日までに知事に提出しなければならない。

（経理状況調）

第22条 市長及び地方局長は、毎月支援給付経理状況調（様式第40号）を作成し、翌月10日までに知事に提出しなければならない。

様式第1号（第4条関係） 要支援者転出通知書

省略

次の者は、当管内において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律_____（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を実施していましたが、貴管内に転出しましたから、よろしくお取り計らいください。

省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律_____（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

る法律（平成6年法律第30号）の規定による」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた」とすること。

3 省略

様式第2号（第5条関係） 支援給付申請書

省略
上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を申請します。
省略
記入上の注意
1・2 省略
3 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第85条第1項又は刑法（明治40年法律第45号）の規定によって処罰されることがあります。
4 省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた」とすること。

3 省略

2 省略

様式第2号（第5条関係） 支援給付申請書

省略
上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を申請します。
省略
記入上の注意
1・2 省略
3 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第85条第1項又は刑法（明治40年法律第45号）の規定によって処罰されることがあります。
4 省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____（平成6年法律第30号）」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____第14条第4項」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____（平成6年法律第30号）第14条第4項」とすること。

2 省略

別紙 1 資産申告書

(表) 省略

(裏)

省略

記入上の注意

1 ~ 5 省略

6 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、記入上の注意6中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とすること。

別紙 2 (その1) 収入申告書 (新規用)

(表) 省略

(裏)

省略

記入上の注意

1 ~ 7 省略

8 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、記入上の注意8中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とすること。

別紙 2 (その2) 収入申告書 (継続用 (一世世帯用))

(表) 省略

(裏)

別紙 1 資産申告書

(表) 省略

(裏)

省略

記入上の注意

1 ~ 5 省略

6 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、記入上の注意5中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____」とすること。

別紙 2 (その1) 収入申告書 (新規用)

(表) 省略

(裏)

省略

記入上の注意

1 ~ 7 省略

8 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、記入上の注意8中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____」とすること。

別紙 2 (その2) 収入申告書 (継続用 (一世世帯用))

(表) 省略

(裏)

省略

記入上の注意

1～7 省略

8 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、記入上の注意8中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とすること。

別紙2（その3） 収入申告書（継続用（二世等世帯用））

（表）省略

（裏）

省略

記入上の注意

1～7 省略

8 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、記入上の注意8中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とすること。

別紙3 同意書

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付の決定若しくは実施又は同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（以下「例による生活保護法」という。）第77条若しくは第78条の規定の

省略

記入上の注意

1～7 省略

8 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、記入上の注意8中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____」とすること。

別紙2（その3） 収入申告書（継続用（二世等世帯用））

（表）省略

（裏）

省略

記入上の注意

1～7 省略

8 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、記入上の注意8中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____」とすること。

別紙3 同意書

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____の規定による支援給付の決定若しくは実施又は同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（以下「例による生活保護法」という。）第77条若しくは第78条の規定の

施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の次に掲げる事項につき、貴地方局が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

省略

記入上の注意 省略

注 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と、「同法」とあるのは「同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた」と、「同法」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とすること。

様式第3号（第5条関係） 支援給付変更申請書

省略

省略
上記のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付の変更を申請します。
省略
記入上の注意 省略

注 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127

施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の次に掲げる事項につき、貴地方局が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

省略

記入上の注意 省略

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

様式第3号（第5条関係） 支援給付変更申請書

省略

省略
上記のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付の変更を申請します。
省略
記入上の注意 省略

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127

号)附則」とすること。

- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項(第2項)の規定によりなお従前の例によることとされた」とすること。

様式第4号(第5条、第12条関係) 支援給付変更申請書(傷病届)

省略
上記のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付の変更を申請します。
省略
記入上の注意 省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。

- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項(第2項)の規定によりなお従前の例によることとされた」とすること。

様式第5号(第5条関係) 葬祭支援給付申請書

省略
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による葬祭支援給付を受けたいので、証拠書類を添えて申請します。
省略

注1 省略

- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法

号)附則」とすること。

様式第4号(第5条、第12条関係) 支援給付変更申請書(傷病届)

省略
上記のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____ (平成6年法律第30号)の規定による支援給付の変更を申請します。
省略
記入上の注意 省略

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____ (平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。

様式第5号(第5条関係) 葬祭支援給付申請書

省略
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____ (平成6年法律第30号)の規定による葬祭支援給付を受けたいので、証拠書類を添えて申請します。
省略

注1 省略

- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法

律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項(第2項)の規定によりなお従前の例によることとされた」とすること。

4 省略

様式第6号(第5条、様式第2号、様式第5号関係) 給与証明書

(表)省略

(裏)

摘要 省略

記入要領 省略

注意

1 省略

2 事実と違ったことを証明した場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第85条第1項の規定により処罰されることがありますから御注意ください。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第9号(第6条、第11条、第16条、様式第26号)関係

支援給付決定通知書

省略

年月日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を、次のとおり開始(変更)することに決定したから通知します。

省略

律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。

3 省略

様式第6号(第5条、様式第2号、様式第5号関係) 給与証明書

(表)省略

(裏)

摘要 省略

記入要領 省略

注意

1 省略

2 事実と違ったことを証明した場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第85条第1項の規定により処罰されることがありますから御注意ください。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」とすること。

様式第9号(第6条、第11条、第16条、様式第26号、様式第27号関係)

支援給付決定通知書

省略

年月日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を、次のとおり開始(変更)することに決定したから通知します。

省略

注 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた」とすること。

3 省略

様式第10号（第6条関係） 支援給付申請却下通知書

省略

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付については、次の理由で支援給付できないから却下します。

省略

注 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた」とすること。

様式第11号（第6条関係） 支援給付廃止（停止）決定通知書

注 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

_____（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 省略

様式第10号（第6条関係） 支援給付申請却下通知書

省略

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____（平成6年法律第30号）の規定による支援給付については、次の理由で支援給付できないから却下します。

省略

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

_____（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

様式第11号（第6条関係） 支援給付廃止（停止）決定通知書

省略

年 月 日付け 第 号により決定通知した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を次のとおり廃止（停止）したから通知します。

省略

注 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた」とすること。

3 省略

様式第12号（第7条関係） 検診命令書等

省略

注意

1 省略

2 この検診命令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第28条第1項の規定に基づくものです。

3・4 省略

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とするこ

省略

年 月 日付け 第 号により決定通知した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を次のとおり廃止（停止）したから通知します。

省略

注 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 省略

様式第12号（第7条関係） 検診命令書等

省略

注意

1 省略

2 この検診命令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第28条第1項の規定に基づくものです。

3・4 省略

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とするこ

と。

様式第13号（第8条関係） 資料提供等依頼書

様式第13号（その1）

（表）

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付の決定若しくは実施又は同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、例による生活保護法第29条第1項の規定に基づき、次の事項について資料の提供等を求めます。

省略

（裏）

（参考）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（抜粋）

省略

様式第13号（その2）

（表）

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付の決定若しくは実施又は同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、例による生活保護法第29条第1項の規定に基づき、次の事項について資料の提供等を求めます。

省略

（裏）

（参考）

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（抜粋）

省略

様式第14号（第9条関係） 扶養照会書

省略

あなたの 〇〇〇 さんに当たる 〇〇〇 さん（住所 〇〇〇）は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を申請して（受けて）いますが、同法第14条第4項においてその例によるものとさ

と。

様式第13号（第8条関係） 資料提供等依頼書

様式第13号（その1）

（表）

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付の決定若しくは実施又は同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、例による生活保護法第29条第1項の規定に基づき、次の事項について資料の提供等を求めます。

省略

（裏）

（参考）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

〇〇〇（抜粋）

省略

様式第13号（その2）

（表）

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付の決定若しくは実施又は同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、例による生活保護法第29条第1項の規定に基づき、次の事項について資料の提供等を求めます。

省略

（裏）

（参考）

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

〇〇〇（抜粋）

省略

様式第14号（第9条関係） 扶養照会書

省略

あなたの 〇〇〇 さんに当たる 〇〇〇 さん（住所 〇〇〇）は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を申請して（受けて）いますが、同法第14条第4項においてその例によるものとさ

れた生活保護法（昭和25年法律第144号）第4条では、民法（明治29年法律第89号）に定められた扶養義務者による扶養は、この法律に優先して行われるものとされており
 省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と、「同法第14条第4項」とあるのは「同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項」すること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた」と、「同法」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とすること。

3 省略

別紙 省略

様式第14号の2（第9条関係） 扶養義務者への通知書

様式第14号の2（その1）

省略
 あなたの 〇〇〇〇 さんに（住所 〇〇〇〇）に対して、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付の開始を決定しますので、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第8項の規定に基づき通知します。

省略

（参考）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（抜粋）

省略

様式第14号の2（その2）

れた生活保護法（昭和25年法律第144号）第4条では、民法（明治29年法律第89号）に定められた扶養義務者による扶養は、この法律に優先して行われるものとされており
 省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と、「同法第14条第4項」とあるのは「同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項」すること。

2 省略

別紙 省略

様式第14号の2（第9条関係） 扶養義務者への通知書

様式第14号の2（その1）

省略
 あなたの 〇〇〇〇 さんに（住所 〇〇〇〇）に対して、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付の開始を決定しますので、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第8項の規定に基づき通知します。

省略

（参考）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（抜粋）

省略

様式第14号の2（その2）

省略

あなたの 当たる さん(住所)に対して、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付の開始を決定しますので、同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第8項の規定に基づき通知します。

省略

(参考)

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(抜粋)

省略

様式第14号の3(第9条関係) 報告依頼書

様式第14号の3(その1)

省略

あなたの 当たる さん(住所)は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を申請して受けていますが、同法第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)では、民法(明治29年法律第89号)に定められた扶養義務者による扶養は支援給付に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など支援給付の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

省略

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(抜粋)

省略

様式第14号の3(その2)

省略

あなたの 当たる さん(住所)は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付を申請して受けていますが、同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法(昭和

省略

あなたの 当たる さん(住所)に対して、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付の開始を決定しますので、同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第8項の規定に基づき通知します。

省略

(参考)

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(抜粋)

省略

様式第14号の3(第9条関係) 報告依頼書

様式第14号の3(その1)

省略

あなたの 当たる さん(住所)は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を申請して受けていますが、同法第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)では、民法(明治29年法律第89号)に定められた扶養義務者による扶養は支援給付に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など支援給付の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

省略

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(抜粋)

省略

様式第14号の3(その2)

省略

あなたの 当たる さん(住所)は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付を申請して受けていますが、同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法(昭和

注 省略

様式第18号（第12条、第15条関係） 医療要否意見書

（表）省略

（裏）

記入要領

1 省略

2 この意見書は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）の規定による医療支援給付を受けようとするとき、又は現に受けている医療支援給付の停止若しくは廃止を行う場合に必要となる大切な資料ですので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入してください。ただし、精神病の傷病による入院医療については別に定める様式により記入していただくことになっております。

3～5 省略

注意

1 この意見書を提示した患者で1新規のものは、新規に法の規定による支援給付を申請している世帯の者ですから、診察料等を患者から徴収してください。この意見書を提示した患者で2継続のものは、法の規定による支援給付を受けている世帯の者ですから、診察料等を患者から徴収しないでください。

2 患者に後日医療券が交付された場合には、その医療券に基づき支払基金等あて請求してください。なお、診察料等の徴収額がその医療券に記載されている「本人支払額」の欄の金額を超過している場合には、その超過額を患者に返してください。

3 省略

4 省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、記入要領2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則」と、注意1中「法」とあるのは「改正法附則」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、記入要領2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関

注 省略

様式第18号（第12条、第15条関係） 医療要否意見書

（表）省略

（裏）

記入要領

1 省略

2 この意見書は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

（平成6年法律第30号。以下「法」という。）の規定による医療支援給付を受けようとするとき、又は現に受けている医療支援給付の停止若しくは廃止を行う場合に必要となる大切な資料ですので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入してください。ただし、精神病の傷病による入院医療については別に定める様式により記入していただくことになっております。

3～5 省略

注意

1 この意見書を提示した患者で1新規のものは、新規に法の規定による支援給付を申請している世帯の者ですから、診察料等を患者から徴収してください。

2 継続のものは、法の規定による支援給付を受けている世帯の者ですから、診察料等を患者から徴収しないでください。なお、患者に後日医療券が交付された場合には、その医療券に基づき支払基金等あて請求してください。この場合において、診察料等の徴収額がその医療券に記載されている「本人支払額」の欄の金額を超過している場合には、その超過額を患者に返してください。

2 省略

3 省略

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、記入要領2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則」と、注意1中「法の規定による支援給付」とあるのは「改正法附則の規定による支援給付」とすること。

する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）の規定による」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた」と、注意1中「法の規定による」とあるのは「改正法附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた」とすること。

様式第19号（第12条関係） 精神疾患入院要否意見書
 （表）省略
 （裏）

記入要領 省略

注意

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の措置入院に該当すると認められた場合の連絡）

この意見書を提示した患者で、新たに入院しようとするもの（社会保険又は自費等で入院していた者で引き続き中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）の規定により入院しようとするものを含む。）が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の措置入院の要件に該当する病状であると認められるに至ったときは、直ちにその旨を地方局に連絡してください。また、既に法の規定により入院している患者であっても、同条の措置入院の要件に該当する病状であると認められるに至ったときは、直ちにその旨を地方局に連絡してください。

上記の患者については、地方局長が都道府県知事に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条第1項の申請を行います。その結果については、地方局長からも必要な事項をお知らせいたします。

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、注意中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則」と、「法の規定により_____」とあるのは「改正法附則の規定により_____」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、注意中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「改正法」という。）附

様式第19号（第12条関係） 精神疾患入院要否意見書
 （表）省略
 （裏）

記入要領 省略

注意

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の措置入院に該当すると認められた場合の連絡）

この意見書を提示した患者で、新たに入院しようとするもの（社会保険又は自費等で入院していた者で引き続き中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律_____（平成6年法律第30号。以下「法」という。）の規定により入院しようとするものを含む。）が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の措置入院の要件に該当する病状であると認められるに至ったときは、直ちにその旨を地方局に連絡してください。また、既に法の規定により入院している患者であっても、同条の措置入院の要件に該当する病状であると認められるに至ったときは、直ちにその旨を地方局に連絡してください。

上記の患者については、地方局長が都道府県知事に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条_____の申請を行います。その結果については、地方局長からも必要な事項をお知らせいたします。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、注意中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律_____（平成6年法律第30号。以下「法」という。）とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則」と、「法の規定により入院している患者」とあるのは「改正法附則の規定により入院している患者」とすること。

則第2条第1項(第2項)の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」と、「法の規定により」とあるのは「改正法附則第2条第1項(第2項)の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の法の規定により」とすること。

様式第20号(第12条関係) 給付要否意見書

様式第20号(その1)

省略

記入上の注意

- 1 省略
- 2 この意見書は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による医療支援給付の治療材料及び移送の給付を受けようとするとき、又は現に受けている医療支援給付の停止若しくは廃止を行う場合に必要となる大切な資料ですので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入してください。

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、記入上の注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。

- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、記入上の注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項(第2項)の規定によりなお従前の例によることとされた」とすること。

様式第20号(その2)

省略

記入上の注意

- 1 省略
- 2 この意見書は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による医療支援給付の施術(柔道整復)の給付を受けようとするとき、又は現に受けている医療支援給付の停止若しくは廃止を行う場合に必要となる大切な資料ですので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入してください。

3~5 省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自

様式第20号(第12条関係) 給付要否意見書

様式第20号(その1)

省略

記入上の注意

- 1 省略
- 2 この意見書は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____ (平成6年法律第30号)の規定による医療支援給付の治療材料及び移送の給付を受けようとするとき、又は現に受けている医療支援給付の停止若しくは廃止を行う場合に必要となる大切な資料ですので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入してください。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、記入上の注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____ (平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。

様式第20号(その2)

省略

記入上の注意

- 1 省略
- 2 この意見書は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____ (平成6年法律第30号)の規定による医療支援給付の施術(柔道整復)の給付を受けようとするとき、又は現に受けている医療支援給付の停止若しくは廃止を行う場合に必要となる大切な資料ですので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入してください。

3~5 省略

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自

立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、記入上の注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、記入上の注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた」とすること。

様式第20号（その3）

省略

記入上の注意

- 1 省略
- 2 この意見書は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による医療支援給付の施術（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）の給付を受けようとするとき、又は現に受けている医療支援給付の停止若しくは廃止を行う場合に必要となる大切な資料ですので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入してください。

3～5 省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、記入上の注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、記入上の注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた」とすること。

立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、記入上の注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

_____（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

様式第20号（その3）

省略

記入上の注意

- 1 省略
- 2 この意見書は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____（平成6年法律第30号）の規定による医療支援給付の施術（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）の給付を受けようとするとき、又は現に受けている医療支援給付の停止若しくは廃止を行う場合に必要となる大切な資料ですので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入してください。

3～5 省略

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、記入上の注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

_____（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

様式第22号（第12条関係） 診療依頼書（入院外）

省略	
次の者については、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）</u> の規定により、後日、医療券を送付しますので、診療を依頼します。	
省略	
省略	

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第23号（第13条関係） 医療券・調剤券

<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）</u> 医療券・調剤券（年 月分）	
省略	

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促

様式第22号（第12条関係） 診療依頼書（入院外）

省略	
次の者については、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> _____（平成6年法律第30号）の規定により、後日、医療券を送付しますので、診療を依頼します。	
省略	
省略	

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

様式第23号（第13条関係） 医療券・調剤券

<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> _____（平成6年法律第30号）医療券・調剤券（年 月分）	
省略	

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

3 省略

4 省略

様式第24号（第13条関係） 介護券

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）介護券（年 月分）

省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

3 省略

様式第25号（第13条関係） 治療材料券・治療材料費請求明細書

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）治療材料券

省略

省略

省略

省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 省略

3 省略

様式第24号（第13条関係） 介護券

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）介護券（年 月分）

省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 省略

様式第25号（第13条関係） 治療材料券・治療材料費請求明細書

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）治療材料券

省略

省略

省略

省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

号)附則」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項(第2項)の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第26号(第13条、第14条関係) 施術券・施術報酬請求明細書

様式第26号(その1) あん摩・マッサージ
(表)

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)施術券	省略	省略
省略		

(裏)省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項(第2項)の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第26号(その2) 柔道整備

(表)

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)施術券	省略	省略
省略		

号)附則」とすること。

様式第26号(第13条、第14条関係) 施術券・施術報酬請求明細書

様式第26号(その1) あん摩・マッサージ
(表)

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____ (平成6年法律第30号) 施術券	省略	省略
省略		

(裏)省略

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____ (平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。

様式第26号(その2) 柔道整備

(表)

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____ (平成6年法律第30号) 施術券	省略	省略
省略		

(裏)省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項(第2項)の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第26号(その3) はり・きゅう

(表)

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)施術券	省略	省略
省略		

(裏)省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項(第2項)の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

(裏)省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。

様式第26号(その3) はり・きゅう

(表)

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)施術券	省略	省略
省略		

(裏)省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。

様式第28号（第14条関係） はり・きゅう受療連絡票

省略
次の者については、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により、はり・きゅうを受療することを承認したので御連絡します。</u>
省略
省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第29号（第15条関係） 施術初検料請求書

省略
記入要領 省略
注意
1 給付要否意見書（様式第20号（その2）及び同様式（その3）に係るものに限る。 <u>以下同じ。</u> ）を提示した患者で（1新規）のものは、新規に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付の申請をしている世帯の者ですから、初検料は、患者から徴収してください。給付要否意見書を提示した患者で（2継続）のものは、現在、同法の規定による支援給付を受けている世帯の者ですから、初検料を患者から徴収しないでください。
2・3 省略

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、注意1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは「中国残留邦人

様式第28号（第14条関係） はり・きゅう受療連絡票

省略
次の者については、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> _____（平成6年法律第30号）の規定により、はり・きゅうを受療することを承認したので御連絡します。
省略
省略

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

様式第29号（第15条関係） 施術初検料請求書

省略
記入要領 省略
注意
1 給付要否意見書（様式第20号（その2）及び同様式（その3）に係るものに限る。 <u>_____</u> ）を提示した患者で、（1新規）のものは、新規に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律_____（平成6年法律第30号）の規定による支援給付の申請をしている世帯の者ですから、初検料は、患者から徴収してください。_____ _____（2継続）のものは、現在、同法_____による支援給付を受けている世帯の者ですから、初検料を患者から徴収しないでください。
2・3 省略

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
_____（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦

等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と、「同法」とあるのは「同法附則」とすること。

- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、注意1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた」と、「同法の規定による」とあるのは「同法附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた」とすること。

様式第30号（第15条関係） 訪問看護に係る利用料請求書

省略	
請 求 書	（利用者氏名） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により、 に係る上記明細書による訪問看護に係る利用料を請求します。 省略
記入要領 省略	

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第31号（第16条関係） 支援給付申請に伴う調査書

省略	
	別添のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と _____ すること。

様式第30号（第15条関係） 訪問看護に係る利用料請求書

省略	
請 求 書	（利用者氏名） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 ____（平成6年法律第30号）の規定により、 に係る上記明細書による訪問看護に係る利用料を請求します。 省略
記入要領 省略	

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

様式第31号（第16条関係） 支援給付申請に伴う調査書

省略	
	別添のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____

する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付申請書を受け取ったので、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第10項の規定により支援給付に関する参考事項及び意見を添えて送付します。

省略

注 1 省略

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と、「同法_____」とあるのは「同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とすること。

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

4 省略

5 省略

様式第32号（第16条関係） 被支援世帯票

省略				
支援給付等の状況				
省略				
葬祭 支援	氏名	給付年月日	金額	備考
			円	
配偶 者支 援金	氏名	給付年月日	金額	備考
			円	

注 省略

様式第33号（第16条関係） 被支援者状況変動報告書

_____（平成6年法律第30号）の規定による支援給付申請書を受け取ったので、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第10項の規定により支援給付に関する参考事項及び意見を添えて送付します。

省略

注 1 省略

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

_____（平成6年法律第30号）」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と、「同法第14条第4項」とあるのは「同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項_____」とすること。

3 省略

4 省略

様式第32号（第16条関係） 被支援世帯票

省略				
支援給付の状況				
省略				
葬祭 支援	氏名	給付年月日	金額	備考
			円	

注 省略

様式第33号（第16条関係） 被支援者状況変動報告書

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による被支援者の生計その他の状況に、次のとおり変動があったので、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第7項第1号の規定により通報する。

省略

注 1 省略

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と、「同法_____」とあるのは「同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とすること。

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

4 省略

5 省略

様式第34号（第16条関係） 支援給付等交付金精算書

年 月 分支援給付等交付金精算書				
省略				
_____支援給付金の交付又は配偶者支援金の支給を 月 日に _____完了したから、中国残留邦人等に対する支援給付、特定配偶者に対する配偶者支援金等に関する規則（平成20年愛媛県規則第41号）第16条第5項の規定により精算書を提出する。				
種類	省略	支援給付	配偶者支援金	計
区分				
支援給付金又は配偶者支援金受入額	省略	円	円	円
省略				
省略				

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____（平成6年法律第30号）の規定による被支援者の生計その他の状況に、次のとおり変動があったので、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第7項第1号の規定により通報する。

省略

注 1 省略

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 _____（平成6年法律第30号）」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と、「同法第14条第4項」とあるのは「同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項 _____」とすること。

3 省略

4 省略

様式第34号（第16条関係） 支援給付交付金精算書

年 月 分支援給付交付金精算書				
省略				
標記支援給付金 _____を 月 日に交付を完了したから中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則 _____（平成20年愛媛県規則第41号）第16条第5項の規定により精算書を提出する。				
種類	省略	支援給付	計	
区分				
支援給付金受入額	省略	円	円	
省略				
省略				

省略

注 省略

様式第35号（第17条関係） 入所被支援者状況変更届出書

省略

次の被支援者の状況に変更がありましたので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第48条第4項の規定により届け出ます。

省略

注1・2 省略

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第36号（第18条関係） 審査（再審査）請求書

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく 年 月 日付け 第 号の愛媛県知事（ 地方局長・ 市長・ 町長）の処分（裁決）について不服ですから、審査（再審査）を請求します。

省略

省略

注1・2 省略

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促

省略

注 省略

様式第35号（第17条関係） 入所被支援者状況変更届出書

省略

次の被支援者の状況に変更がありましたので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第48条第4項の規定により届け出ます。

省略

注1・2 省略

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第36号（第18条関係） 審査（再審査）請求書

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく 年 月 日付け 第 号の愛媛県知事（ 地方局長・ 市長・ 町長）の処分（裁決）について不服ですから、審査（再審査）を請求します。

省略

省略

注1・2 省略

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第37号（第19条関係） 繰替支弁施設指定申請書

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第72条第1項の規定による繰替支弁施設として指定されたいので、所在県及び市の承諾書を添えて申請します。

省略

注 1 省略

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第38号（第19条関係） 支援給付等繰替支弁金計算書

省略						
省略	施設 事務 費		配偶 者支 援金		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
省略						

注 省略

様式第38号の2（第19条の2関係） 徴収金納入申出書

省略

私は、不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第78条の2の規定に基づき、交付される支援給付金品（金銭給付される支援給付費をいう。以下同じ。）の額から、例による生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金のうち貴地方局と協議して定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって納入する旨を申し出ます。

省略

様式第37号（第19条関係） 繰替支弁施設指定申請書

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第72条第1項の規定による繰替支弁施設として指定されたいので、所在県及び市の承諾書を添えて申請します。

省略

注 1 省略

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第38号（第19条関係） 支援給付繰替支弁金計算書

省略						
省略	施設 事務 費		合計			
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
省略						

注 省略

様式第38号の2（第19条の2関係） 徴収金納入申出書

省略

私は、不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第78条の2の規定に基づき、交付される支援給付金品（金銭給付される支援給付費をいう。以下同じ。）の額から、例による生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金のうち貴地方局と協議して定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって納入する旨を申し出ます。

省略

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第39号（第20条関係） 支援給付等負担金精算（調）書

年度 支援給付等負担金精算（調）書				
省略				
区 分		金 額	備 考	
支 出 額	支 援 費			
	施設事務費及び委託 事 務 費			
	配 偶 者 支 援 金			
	小 計			
省略				
国 庫 負 担 額				
省略				
合 計				
配 偶 者 支 援 金 支 出 額 調				
区 分		金 額	構 成 比 率	備 考
配 偶 者 支 援 金				

注 1・2 省略

3 「国庫負担額」の欄には、次に掲げる額の合計額を記載すること。

- (1) 「国庫負担基本額」の欄に記載する額のうち、配偶者支援金に係る国庫負担基本額
- (2) 「国庫負担基本額」の欄に記載する額のうち配偶者支援金以外の費用に係る国庫負担基本額に、当該費用に係る国庫負担率を乗じて得た額

4 省略

様式第40号（第22条関係） 支援給付等経理状況調

年度 支援給付等経理状況調									
省略									
省略									
合 計									
配偶者支援金									

注 省略

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第39号（第20条関係） 支援給付負担金精算（調）書

年度 支援給付負担金精算（調）書			
省略			
区 分		金 額	備 考
支 出 額	支 援 費		
	施設事務費及び委託 事 務 費		
	配 偶 者 支 援 金		
	小 計		
省略			
国 庫 負 担 額			
(× 国庫負担率)			
省略			
合 計			

注 1・2 省略

3 省略

様式第40号（第22条関係） 支援給付経理状況調

年度 支援給付経理状況調									
省略									
省略									
合 計									

注 省略

第2条 中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第9号の2（第6条、第11条、第16条関係） 配偶者支援金決定通知書

配 偶 者 支 援 金 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

地方局長 印

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による配偶者支援金の支給を、次のとおり開始（変更）することに決定したから通知します。

- 1 支給決定（変更）額 円
- 2 支給の開始（変更）時期 年 月
- 3 支給の方法
- 4 支給を決定（変更）した理由
- 5 支給日及び支給場所
- 6 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

備考

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から50日を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 配偶者支援金を受け取る時は、この通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2（第6条関係） 配偶者支援金申請却下通知書

配 偶 者 支 援 金 申 請 却 下 通 知 書

第 年 月 号 日

様

地方局長 印

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による配偶者支援金については、次の理由で支給できないから却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から50日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

様式第11号の次に次の1様式を加える。

様式第11号の2（第6条関係） 配偶者支援金廃止決定通知書

配 偶 者 支 援 金 廃 止 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

地方局長 印

年 月 日付け 第 号により決定通知した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による配偶者支援金を次のとおり廃止したから通知します。

1 廃止する期日

年 月 日

2 理由

備考

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から50日を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第13号に次のように加える。

様式第13号(その3)

(表)

資 料 提 供 等 依 頼 書

第 年 月 号 日

様

地方局長 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項（第2項）の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付の決定若しくは実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、例による生活保護法第29条第1項の規定に基づき、次の事項について資料の提供等を求めます。

なお、入手した資料については、当局において秘密の保護に万全を期すこととしますので、念のため申し添えます。

照会事項

(裏)

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）

附 則

(支援給付の実施に関する経過措置)

第2条第1項 この法律の施行の際現に、この法律による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第14条第1項の規定により同項の支援給付を受けている特定中国残留邦人等（旧法第13条第2項に規定する特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。）であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定配偶者（この法律による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「新法」という。）第2条第3項に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。）及び特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。）があるものに対する当該支援給付については、なお従前の例による。

第2条第2項 この法律の施行の際現に旧法第14条第3項の規定により同条第1項の支援給付を受けている配偶者に対する当該支援給付については、なお従前の例による。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（抜粋）

(支援給付の実施)

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法（抜粋）

(資料の提供等)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- (1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
- (2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

様式第13号(その4)

資料提供等依頼書

第 年 月 日 号

様

地方局長

印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による配偶者支援金の決定若しくは実施又は同法第15条第3項において準用する同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、例による生活保護法第29条第1項の規定に基づき、次の事項について資料の提供等を求めます。

なお、入手した資料については、当局において秘密の保護に万全を期すこととしますので、念のため申し添えます。

照会事項

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（抜粋）

(支援給付の実施)

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

(配偶者支援金の支給)

第15条第3項 前条第4項、第5項及び第7項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。

生活保護法（抜粋）

(資料の提供等)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- (1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
- (2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

様式第14号の2 に次のように加える。

様式第14号の2 (その3)

扶 養 義 務 者 へ の 通 知 書

年 月 日

様

地方局長 印

あなたの 当たる さん(住所)に対して、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項(第2項)の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付の開始を決定しますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第8項の規定に基づき通知します。

氏 名	
支援給付の開始の申請があった日	

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(抜粋)

附 則

(支援給付の実施に関する経過措置)

第2条第1項 この法律の施行の際現に、この法律による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「旧法」という。)第14条第1項の規定により同項の支援給付を受けている特定中国残留邦人等(旧法第13条第2項に規定する特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。)であって、その者の属する世帯にその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定配偶者(この法律による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「新法」という。)第2条第3項に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。)及び特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。)があるものに対する当該支援給付については、なお従前の例による。

第2条第2項 この法律の施行の際現に旧法第14条第3項の規定により同条第1項の支援給付を受けている配偶者に対する当該支援給付については、なお従前の例による。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(抜粋)

(支援給付の実施)

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法(抜粋)

(保護の補足性)

第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第4条第2項 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

(申請による保護の開始及び変更)

第24条第8項 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

民法(抜粋)

(扶養義務者)

第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第877条第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当局において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要支援者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

様式第14号の3に次のように加える。

和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合には、所管の地方局長(市の区域にあつては、市福祉事務所長)の証明により、当該措置入院者の徴収月額は、零円とする。

4 省略

和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合には、所管の地方局長(市の区域にあつては、市福祉事務所長)の証明により、当該措置入院者の徴収月額は、零円とする。

4 省略

(児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正)

第6条 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則(昭和41年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第4条関係) 徴収金基準額表				別表(第4条関係) 徴収金基準額表			
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)	
階層区分	定 義	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童自立生活援助事業所	階層区分	定 義	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童自立生活援助事業所
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	省略		A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	省略	
B~D ¹⁴	省略			B~D ¹⁴	省略		
備考 省略				備考 省略			
注 省略				注 省略			

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第7条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和41年愛媛県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第11条関係) 費 用 徴 収 基 準		別表(第11条関係) 費 用 徴 収 基 準	
省略		省略	
注1・2 省略		注1・2 省略	
3 当該措置入院者又はその属する世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特		3 当該措置入院者又はその属する世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	

定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合には、所管の地方局長（市の区域にあつては、市福祉事務所長）の証明により、当該措置入院者の徴収月額、零円とする。

4 省略

様式第3号（第4条関係） 調査書

省略	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）医療支援給付	省略
省略	

（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合には、所管の地方局長（市の区域にあつては、市福祉事務所長）の証明により、当該措置入院者の徴収月額、零円とする。

4 省略

様式第3号（第4条関係） 調査書

省略	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 （平成6年法律第30号）医療支援給付	省略
省略	

（愛媛県訓練手当支給規則の一部改正）

第8条 愛媛県訓練手当支給規則（昭和41年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、県内の公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「特定求職者支援法」という。）第4条第1項の認定を受けた者（以下「公共職業能力開発施設等」という。）の行う職業訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び職場適応訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していないもの</u></p> <p>(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第2条第1項第5号に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して10年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>(13)～(16) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、県内の公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「特定求職者支援法」という。）第4条第1項の認定を受けた者（以下「公共職業能力開発施設等」という。）の行う職業訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び職場適応訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していないもの</p> <p>(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項 _____ に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して10年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>(13)～(16) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

（療育の給付に要する費用の徴収に関する規則の一部改正）

第9条 療育の給付に要する費用の徴収に関する規則（昭和62年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>徴収基準額表</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>徴収基準額表</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(受験手続)</p> <p>第 1 条 調理師法 (昭和33年法律第147号。以下「法」という。) 第 3 条 第 2 号 _____ に規定する調理師試験 (以下「試験」という。) を受けようとする者は、調理師試験受験願書 (様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第 9 条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事 _____ _____ に提出する書類は、県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する保健所長を経由し、県外に住所を有する者にあつては直接提出しなければならない。</p>	<p>(受験手続)</p> <p>第 1 条 調理師法 (昭和33年法律第147号。以下「法」という。) 第 3 条 第 1 項 第 2 号 に規定する調理師試験 (以下「試験」という。) を受けようとする者は、調理師試験受験願書 (様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>(副本の添付)</p> <p>第 8 条 省令第 5 条 及び省令第 8 条 に規定する申請書又は省令第 9 条 に規定する届書には、それぞれ副本 1 通を添えるものとする。</p> <p>第 9 条 省略</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第 10 条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事又は知事を經由して厚生労働大臣に提出する書類は、県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する保健所長を経由し、県外に住所を有する者にあつては直接提出しなければならない。</p>

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第 2 条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則 (平成 4 年愛媛県規則第 1 号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由)</p> <p>第 5 条 法、省令及びこの規則の規定により、知事に提出し、又は知事が交付する書類は、別に定めがあるもののほか、愛媛県食肉衛生検査センター所長を経由するものとする。ただし、<u>法第12条第5項第3号の養成施設、同項第4号の講習会及び法第16条第2項に規定する認定小規模食鳥処理業者に係る書類については、所轄の保健所長を経由するものとする。</u></p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第 5 条 法、省令及びこの規則の規定により、知事に提出し、又は知事が交付する書類は、別に定めがあるもののほか、愛媛県食肉衛生検査センター所長を経由するものとする。ただし、 _____ _____ <u>法第16条第2項に規定する認定小規模食鳥処理業者に係る書類については、所轄の保健所長を経由するものとする。</u></p>

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

○愛媛県規則第20号

児童福祉法施行細則及び児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行細則及び児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第 1 条 児童福祉法施行細則 (昭和35年愛媛県規則第29号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>2 法第32条第 2 項及び地方自治法第153条第 2 項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1) ~ (6) の 11 省略</p> <p>(6) の 12 法第34条の18の規定による病児保育事業の開始、変更並びに廃止及び休止の届出の受理に関すること。</p>	<p>(委任)</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>2 法第32条第 2 項及び地方自治法第153条第 2 項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1) ~ (6) の 11 省略</p> <p>(6) の 12 法第34条の15の規定による家庭的保育事業の開始、変更並びに廃止及び休止の届出の受理に関すること。</p>

- (6)の13 法第34条の18の2第1項の規定による病児保育事業を行う者 に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。
 - (6)の14 法第34条の18の2第2項において準用する法第18条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。
 - (6)の15 削除
 - (6)の16 法第34条の18の2第3項の規定による病児保育事業を行う者 に対する事業の制限及び停止の命令に関すること。
 - (6)の17・(6)の18 省略
 - (6)の19 法第35条第11項の規定による市町が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の廃止又は休止の届出の受理に関すること。
 - (6)の20 法第35条第12項の規定による国、県及び市町以外の者が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の廃止又は休止の承認に関すること。
 - (7)～(9)の2 省略
 - (9)の3 法第58条第1項の規定による児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の設置の認可の取消しに関すること。
 - (10)～(13) 省略
 - (14) 法第59条の2第1項及び第2項の規定による法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（以下「認可外保育施設」という。）に係る届出の受理に関すること。
 - (15)～(25) 省略
- 3 省略

（病児保育事業開始届出書）

第38条の5 法第34条の18第1項の規定による届出は、病児保育事業開始届出書（様式第30号の18）により行うものとする。

（病児保育事業変更届出書）

第38条の6 法第34条の18第2項の規定による届出は、病児保育事業変更届出書（様式第30号の19）により行うものとする。

（病児保育事業廃止届出書等）

第38条の7 法第34条の18第3項の規定による届出は、病児保育事業廃止（休止）届出書（様式第30号の20）により行うものとする。

（児童福祉施設設置、廃止、休止等の届出書等）

第39条 省略

2 法第35条第11項の規定による届出は児童福祉施設廃止（休止）届出書（様式第32号の2）により、施行規則第38条第2項の規定による申請は児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（様式第33号）により行うものとする。

（措置費等の請求書）

第45条 法第50条第6号の2及び同条第7号に規定する費用（里親への委託に要する費用を除く。）は児童福祉措置費請求書（様式第37号）により、当該月分についてその月の8日までに知事に請

- (6)の13 法第34条の17第1項 の規定による家庭的保育事業を行う市町に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (6)の14 法第34条の17第2項 において準用する法第18条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。
- (6)の15 法第34条の17第3項の規定による家庭的保育事業を行う市町に対する措置命令に関すること。
- (6)の16 法第34条の17第4項 の規定による家庭的保育事業を行う市町に対する事業の制限及び停止の命令に関すること。
- (6)の17・(6)の18 省略
- (6)の19 法第35条第6項の規定による市町が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の廃止又は休止の届出の受理に関すること。
- (6)の20 法第35条第7項の規定による国、県及び市町以外の者が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の廃止又は休止の承認に関すること。
- (7)～(9)の2 省略
- (9)の3 法第58条 の規定による児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の設置の認可の取消しに関すること。
- (10)～(13) 省略
- (14) 法第59条の2第1項及び第2項の規定による法第39条 規定する業務を目的とする施設（以下「認可外保育施設」という。）に係る届出の受理に関すること。
- (15)～(25) 省略

3 省略

（私立認定保育所選考方法届出書等）

第17条の2 施行規則第24条の2第2項の規定による届出は、私立認定保育所選考方法届出書（様式第18号の2）によるものとする。

2 前項の届出書は、私立認定保育所の所在地を管轄する地方局長を経由しなければならない。

（家庭的保育事業開始届出書）

第38条の5 法第34条の15第1項の規定による届出は、家庭的保育事業開始届出書（様式第30号の18）によるものとする。

（家庭的保育事業変更届出書）

第38条の6 法第34条の15第2項の規定による届出は、家庭的保育事業変更届出書（様式第30号の19）によるものとする。

（家庭的保育事業廃止届出書等）

第38条の7 法第34条の15第3項の規定による届出は、家庭的保育事業廃止（休止）届出書（様式第30号の20）によるものとする。

（児童福祉施設設置、廃止、休止等の届出書等）

第39条 省略

2 法第35条第6項の規定による届出は児童福祉施設廃止（休止）届出書（様式第32号の2）により、施行規則第38条第2項の規定による申請は児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（様式第33号）によるものとする。

（措置費等の請求書）

第45条 法第50条第6号の3及び同条第7号に規定する費用（里親への委託に要する費用を除く。）は児童福祉措置費請求書（様式第37号）により、当該月分についてその月の8日までに知事に請

求しなければならない。ただし、医療費については、診療報酬請求明細書により毎翌月の10日までに知事に請求しなければならない。

2 省略

様式第23号の4（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票

省略				
省略	省略		省略	
申請者についての事項	欠格事由該当の有無	省略	欠格事由該当の有無	省略
	3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）児童手当法（昭和46年法律第73号）、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者		3 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律又は子ども・子育て支援法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	
	省略		省略	
省略				

注 省略

求しなければならない。ただし、医療費については、診療報酬請求明細書により毎翌月の10日までに知事に請求しなければならない。

2 省略

様式第23号の4（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票

省略				
省略	省略		省略	
申請者についての事項	欠格事由該当の有無	省略	欠格事由該当の有無	省略
	3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）児童手当法（昭和46年法律第73号）、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）又は平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）		3 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律、又は平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法	
	省略		省略	
省略				

注 省略

第2条 児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第18号の2を削る。

様式第30号の18から様式第30号の20までを次のように改める。

様式第30号の18 (第38条の5関係) 病児保育事業開始届出書

病児保育事業開始届出書		第 号 年 月 日
地方局長	様	住 所 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 ㊟
事業の種類		
事業の内容		
経営者	氏名 (法人にあつては、名称)	
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
条例、定款その他の基本約款		別紙のとおり
職員	定数	
	職務の内容	別紙のとおり
	主な職員の氏名及び経歴	別紙のとおり
事業を行おうとする区域		
事業の用に供する施設の概要	名称	
	種類	
	所在地	
	利用定員	
事業開始の予定年月日		

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 複数の種類の事業を開始する場合は、それぞれの種類ごとに作成すること。
- 3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 4 事業を行おうとする区域の欄は、市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該委託市町の名称も含めて記入すること。
- 5 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(2)及び(3)に掲げる書類は、インターネットによる公開を行っている場合にあつては、添付を要しない。
- (1) 建物その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
 - (2) 収支予算書
 - (3) 事業計画書

様式第30号の19 (第38条の6関係) 病児保育事業変更届出書

病児保育事業変更届出書

第 号
年 月 日

地方局長 様

住 所
届出者 氏名又は名称及び
その代表者の氏名

㊟

事業の種類			
事業の内容			
変更事項 (変更年月日)	変更前の内容	変更後の内容	変更の理由
(年 月 日)			
(年 月 日)			
(年 月 日)			
(年 月 日)			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第30号の20 (第38条の7関係) 病児保育事業廃止(休止)届出書

病児保育事業廃止(休止)届出書		第 号 年 月 日
地方局長 様	住 所 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	⑩
事 業 の 種 類		
事 業 の 内 容		
廃止(休止)しようとする年月日	年 月 日	
廃 止 (休 止) の 理 由		
現に便宜を受けている 児童に対する措置		
休 止 の 予 定 期 間	(廃止する場合にあつては、記載の必要はない。)	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 複数の種類の事業を廃止し、又は休止する場合は、それぞれの種類ごとに作成すること。

4 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

(児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正)

第3条 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則(昭和41年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第56条第2項に規定する費用のうち、法第50条第6号、<u>第6号の2</u>及び第7号から第7号の3までに規定する費用の徴収について定めることを目的とする。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第2条 知事、地方局長又は児童相談所長は、法第22条第1項の規定による助産の実施又は法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施(以下「助産の実施等」という。)をした場合、法第27条第1項第3号の規定による措置又は同条第2項の規定による委託をした場合、法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施をした場合及び県の設置する助産施設又は母子生活支援施設(以下「県設置施設」という。)において市町長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市の長を除く。以下同じ。)が助産の実施等をした場合において、法第50条第6号、<u>第6号の2</u>及び第7号から第7号の3までに規定する費用を、この規則の定めるところにより、当該助産の実施等又は措置若しくは委託をした妊産婦、母子及び児童(以下「措置児童等」という。)又はそれらの扶養義務者(以下「納入義務者」という。)から徴収するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第56条第2項に規定する費用のうち、法第50条第6号、<u>第6号の3</u>及び第7号から第7号の3までに規定する費用の徴収について定めることを目的とする。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第2条 知事、地方局長又は児童相談所長は、法第22条第1項の規定による助産の実施又は法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施(以下「助産の実施等」という。)をした場合、法第27条第1項第3号の規定による措置又は同条第2項の規定による委託をした場合、法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施をした場合及び県の設置する助産施設又は母子生活支援施設(以下「県設置施設」という。)において市町長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市の長を除く。以下同じ。)が助産の実施等をした場合において、法第50条第6号、<u>第6号の3</u>及び第7号から第7号の3までに規定する費用を、この規則の定めるところにより、当該助産の実施等又は措置若しくは委託をした妊産婦、母子及び児童(以下「措置児童等」という。)又はそれらの扶養義務者(以下「納入義務者」という。)から徴収するものとする。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第21号

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県身体障害者福祉法施行細則(昭和34年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>様式第3 (第6条関係)</p> <p>身体障害者診断書・意見書(障害用)</p> <p>省略</p> <p>聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状態及び所見</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>1 「聴覚障害」の状態及び所見</td></tr> <tr><td>(1) 省略 (4) 省略</td></tr> <tr><td>(2) 省略</td></tr> <tr><td>(3) 省略</td></tr> <tr><td>(5) <u>身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 有・無</u></td></tr> <tr><td><u>(注) 聴覚障害で2級の診断をする場合のみ該当する方を</u> で困むこと。</td></tr> <tr><td>2 ~ 4 省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>省略</p> <p>別紙 省略</p>	省略	1 「聴覚障害」の状態及び所見	(1) 省略 (4) 省略	(2) 省略	(3) 省略	(5) <u>身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 有・無</u>	<u>(注) 聴覚障害で2級の診断をする場合のみ該当する方を</u> で困むこと。	2 ~ 4 省略	省略	<p>様式第3 (第6条関係)</p> <p>身体障害者診断書・意見書(障害用)</p> <p>省略</p> <p>聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状態及び所見</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>1 「聴覚障害」の状態及び所見</td></tr> <tr><td>(1) 省略 (4) 省略</td></tr> <tr><td>(2) 省略</td></tr> <tr><td>(3) 省略</td></tr> <tr><td>2 ~ 4 省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>省略</p> <p>別紙 省略</p>	省略	1 「聴覚障害」の状態及び所見	(1) 省略 (4) 省略	(2) 省略	(3) 省略	2 ~ 4 省略	省略
省略																	
1 「聴覚障害」の状態及び所見																	
(1) 省略 (4) 省略																	
(2) 省略																	
(3) 省略																	
(5) <u>身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 有・無</u>																	
<u>(注) 聴覚障害で2級の診断をする場合のみ該当する方を</u> で困むこと。																	
2 ~ 4 省略																	
省略																	
省略																	
1 「聴覚障害」の状態及び所見																	
(1) 省略 (4) 省略																	
(2) 省略																	
(3) 省略																	
2 ~ 4 省略																	
省略																	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第 3 聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状態及び所見の項の規定は、この規則の施行の日以後の診断に係る書類について適用し、同日前の診断に係る書類については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第 3 聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状態及び所見の項の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第22号

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則

愛媛県立子ども療育センター使用規則（平成19年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 2（第 54条 関係）					別表第 2（第 54条 関係）				
名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	名 称	区 分	単 位	金 額	備 考
省略					省略				
文書料	普通証明書	1 部	<u>1,940円</u>	省略	文書料	普通証明書	1 部	<u>1,830円</u>	省略
	省略					省略			
	省略					省略			
	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書	1 部	<u>4,860円</u>			自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書	1 部	<u>4,750円</u>	
省略					省略				

附 則

1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

2 改正後の愛媛県立子ども療育センター使用規則別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後の文書の交付の申請に係る手数料について適用し、同日前の文書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第23号

愛媛県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則を次のように定める。

平成27年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第77号）第13条の不動産特定共同事業者名簿その他書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第 2 条 名簿等の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、愛媛県土木部道路都市局建築住宅課内に置く。

(休業日)

第 3 条 閲覧所の休業日は、愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）に規定する県の休日とする。

(閲覧時間)

第 4 条 閲覧所における閲覧時間は、県の執務時間とする。

(閲覧手続)

第5条 名簿等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に必要な事項を記入し、係員に申し出なければならない。

(閲覧上の遵守事項)

第6条 名簿等を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿等は、所定の場所で閲覧し、外へ持ち出さないこと。
- (2) 名簿等を亡失し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆しないこと。
- (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 名簿等の閲覧が終わったときは、確実に係員に返還すること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

2 知事は、閲覧者が前項の規定に違反した場合又はそのおそれがある場合には、その閲覧を禁止することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第24号

愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県宅地建物取引業法施行細則(昭和58年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(手続の方法)			(手続の方法)		
第4条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を送付し、又は提出することによって行うものとする。			第4条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を送付し、又は提出することによって行うものとする。		
項	左 欄	右 欄	項	左 欄	右 欄
1 省略			1 省略		
2	法第16条第1項の宅地建物取引士資格試験(以下「試験」という。)の申込み(法第16条の2第1項の規定による国土交通大臣の指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。)に試験事務を行わせる試験に係るものを除く。)	宅地建物取引士資格試験受験申込書(様式第3号)	2	法第16条第1項の宅地建物取引士資格試験(以下「試験」という。)の申込み(法第16条の2第1項の規定による国土交通大臣の指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。)に試験事務を行わせる試験に係るものを除く。)	宅地建物取引士資格試験受験申込書(様式第3号)
4	省令第14条の4第1項の規定による登録をした旨の通知	宅地建物取引士資格登録簿登録通知書(様式第5号)	4	省令第14条の4第1項の規定による登録をした旨の通知	宅地建物取引士資格登録簿登録通知書(様式第5号)
5	省令第14条の4第2項の規定による登録を拒否した旨の通知	宅地建物取引士資格登録簿登録拒否通知書(様式第6号)	5	省令第14条の4第2項の規定による登録を拒否した旨の通知	宅地建物取引士資格登録簿登録拒否通知書(様式第6号)
6	省令第14条の7第2項の規定による変更の登録をした旨の通知	宅地建物取引士資格登録簿変更登録通知書(様式第7号)	6	省令第14条の7第2項の規定による変更の登録をした旨の通知	宅地建物取引士資格登録簿変更登録通知書(様式第7号)
7	法第22条第1号の規定による登録の消除の申請	宅地建物取引士資格登録簿登録消除申請書(様式第8号)	7	法第22条第1号の規定による登録の消除の申請	宅地建物取引士資格登録簿登録消除申請書(様式第8号)

8	省令第14条の8の規定による登録を削除した旨の通知	宅地建物取引士資格登録簿登録消除通知書 (様式第9号)
9	法第22条の2第7項の規定による宅地建物取引士証の提出	宅地建物取引士証提出書 (様式第10号)
10	法第22条の2第8項の規定による宅地建物取引士証の返還請求	宅地建物取引士証返還請求書 (様式第11号)
11~13	省略	

2 次の表の左欄に掲げる書類には、同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

項	左 欄	右 欄
1	宅地建物取引士資格試験受験申込書	省令第10条の5第6号に規定する登録講習修了者にあつては、同号の登録講習修了者証明書
2	宅地建物取引士資格登録簿登録消除申請書	宅地建物取引士証の交付を受けている者にあつては、当該宅地建物取引士証
3	省略	

様式第1号(第3条関係) 従事者変更届出書

省略				
省略	変 更 前		変 更 後	
	従事する者の数	うち専任の宅地建物取引士の数	従事する者の数	うち専任の宅地建物取引士の数
省略				
省略	宅地建物取引士にあつては、その登録番号			省略
省略				

注 1 1の「従事する者の数」の欄には、役員、専任の宅地建物取引士その他の営業に従事する者のみならず、一般管理部門に所属する者及び補助的な事務に従事する者を含めた数を記入すること。

2・3 省略

様式第3号(第4条関係) 宅地建物取引士資格試験受験申込書

省略	宅地建物取引士資格試験受験申込書
愛媛県収入証紙	私は、宅地建物取引士資格試験を受けたいので申し込みます。私は、次に記入した事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 省略

8	省令第14条の8の規定による登録を削除した旨の通知	宅地建物取引士資格登録簿登録消除通知書 (様式第9号)
9	法第22条の2第7項の規定による取引士主任者証の提出	宅地建物取引士主任者証提出書 (様式第10号)
10	法第22条の2第8項の規定による取引士主任者証の返還請求	宅地建物取引士主任者証返還請求書 (様式第11号)
11~13	省略	

2 次の表の左欄に掲げる書類には、同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

項	左 欄	右 欄
1	宅地建物取引士主任者資格試験受験申込書	(1) 法第16条第3項第1号に該当する場合にあつては、卒業証明書又はこれに代わる書面 (2) 法第16条第3項第2号又は第3号に該当する場合にあつては、そのことを証する書面
2	宅地建物取引士主任者資格登録簿登録消除申請書	宅地建物取引士主任者証の交付を受けている者にあつては、当該宅地建物取引士主任者証
3	省略	

様式第1号(第3条関係) 従事者変更届出書

省略				
省略	変 更 前		変 更 後	
	従事する者の数	うち専任の取引士主任者の数	従事する者の数	うち専任の取引士主任者の数
省略				
省略	取引士主任者にあつては、その登録番号			省略
省略				

注 1 1の「従事する者の数」の欄には、役員、専任の取引士主任者その他の営業に従事する者のみならず、一般管理部門に所属する者及び補助的な事務に従事する者を含めた数を記入すること。

2・3 省略

様式第3号(第4条関係) 宅地建物取引士主任者資格試験受験申込書

省略	宅地建物取引士主任者資格試験受験申込書
愛媛県収入証紙	私は、宅地建物取引士主任者資格試験を受けたいので申し込みます。私は、次に記入した事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 省略

円を貼 付して く だ さ い。 省略	省略			
	現 住 所			
	4	電話		
	勤 務 先			
5	電話			
6	登録講習修了試験 合格年月日	年 月 日		
省略				

注 1 次の書類を添付すること。

(1) 登録講習修了者(宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第10条の5第6号に規定する登録講習修了者をいう。以下同じ。)にあつては、同号の登録講習修了者証明書

(2) 省略

2 省略

3 6の「登録講習修了試験合格年月日」の欄は、登録講習修了者である場合に記入すること。

4・5 省略

別紙 受験票・整理票・合格通知書

(表) 省略
(裏) 省略

年 度宅 地建 物取 引主 資格 試験 省略	省略	宅地建物取引士資格試験	
	省略	写真貼付欄	合格通知書
	省略	省略	あなたは、年度宅地建物取引士資格試験に合格したので通知します。 なお、合格証書は、あなたの受験申込書を受け付けた地方局において、年月日から年月日までの間に交付しますので、印鑑とこの合格通知書を持参の上、受領してください。 省略 (表に宛先を記入してください。)
注	1 省略	2 写真は、受験申込前6箇月以内に脱帽正面から上半身を写したものを貼つてください。 3・4 省略	

注 省略

様式第5号(第4条関係) 宅地建物取引士資格登録簿登録通知書

(表) 省略
(裏) 省略

宅地建物取引士資格登録簿登録通知書

省略

年 月 日付で申請のあつた宅地建物取引士の資格登録については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第19条第2項の規定に基づき次のとおり登録したので、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第14条の4第1項の規定に基づき通知します。

省略

円をち よう付 してく だ さ い。 省略	省略			
	4 現 住 所		5 勤 務 先	
	電話		電話	
	6 学校名	所在地	在学期間	卒、中退別
7 学歴		年 月 から 年 月 まで	卒、中 退	
7 実務 経 験	勤務先名	免許証番号	在 職 期 間	職務内容
		() 第 号	年 月 から 年 月 まで	
		() 第 号	年 月 から 年 月 まで	
省略		() 第 号	年 月 から 年 月 まで	
省略				

注 1 次の書類を添付すること。

(1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第16条第3項第1号に該当する場合にあつては、卒業証明書又はこれに代わる書面

(2) 法第16条第3項第2号又は第3号に該当する場合にあつては、そのことを証する書面

(3) 省略

2 省略

3 7の「実務経験」の欄に書き切れない場合は、別の用紙に書くこと。

4・5 省略

別紙 受験票・整理票・合格通知書

(表) 省略
(裏) 省略

年 度宅 地建 物取 引主 任者 資格 試験 省略	省略	宅地建物取引主任者資格試験	
	省略	写真ちよう付欄	合格通知書
	省略	省略	あなたは、年度宅地建物取引主任者資格試験に合格したので通知します。 なお、合格証書は、あなたの受験申込書を受け付けた地方局において、年月日から年月日までの間に交付しますので、印鑑とこの合格通知書を持参のうえ受領してください。 省略 (表にあて先を記入してください。)
注	1 省略	2 写真は、受験申込前6箇月以内に脱帽正面から上半身を写したものを貼つてください。 3・4 省略	

注 省略

様式第5号(第4条関係) 宅地建物取引主任者資格登録簿登録通知書

(表) 省略
(裏) 省略

宅地建物取引主任者資格登録簿登録通知書

省略

年 月 日付で申請のあつた宅地建物取引主任者の資格登録については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第19条第2項の規定に基づき次のとおり登録したので、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第14条の4第1項の規定に基づき通知します。

省略

省略	
----	--

注 省略

様式第6号(第4条関係) 宅地建物取引士資格登録簿登録拒否通知書

宅地建物取引士資格登録簿登録拒否通知書	
省略	
年 月 日	付けて申請のあつた宅地建物取引士資格登録申請
については、次の理由により登録をすることができませんので、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第14条の4第2項の規定に基づき通知します。	
省略	
省略	

様式第7号(第4条関係) 宅地建物取引士資格登録簿変更登録通知書

(表) 省略
(裏)

宅地建物取引士資格登録簿変更登録通知書	
省略	
年 月 日	付けて申請のあつた宅地建物取引士資格
の変更登録申請については、次の事項について変更登録したので、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第14条の7第2項の規定に基づき通知します。	
省略	
省略	

注 省略

様式第8号(第4条関係) 宅地建物取引士資格登録簿登録消除申請書

宅地建物取引士資格登録簿登録消除申請書	
省略	
省略	

注 1 宅地建物取引士証の交付を受けている者にあつては、当該宅地建物取引士証を添付すること。
2 省略

様式第9号(第4条関係) 宅地建物取引士資格登録簿登録消除通知書

宅地建物取引士資格登録簿登録消除通知書	
省略	
省略	

様式第10号(第4条関係) 宅地建物取引士証提出書

宅地建物取引士証提出書	
省略	
省略	
宅地建物取引士証発行番号	省略
宅地建物取引士証交付年月日	省略
省略	

省略	
----	--

注 省略

様式第6号(第4条関係) 宅地建物取引主任者資格登録簿登録拒否通知書

宅地建物取引主任者資格登録簿登録拒否通知書	
省略	
年 月 日	付けて申請のあつた宅地建物取引主任者資格登録申請
については、次の理由により登録をすることができませんので、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第14条の4第2項の規定に基づき通知します。	
省略	
省略	

様式第7号(第4条関係) 宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録通知書

(表) 省略
(裏)

宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録通知書	
省略	
年 月 日	付けて申請のあつた宅地建物取引主任者資格の変更登録申請
については、次の事項について変更登録したので、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第14条の7第2項の規定に基づき通知します。	
省略	
省略	

注 省略

様式第8号(第4条関係) 宅地建物取引主任者資格登録簿登録消除申請書

宅地建物取引主任者資格登録簿登録消除申請書	
省略	
省略	

注 1 宅地建物取引主任者証の交付を受けている者にあつては、当該宅地建物取引主任者証を添付すること。
2 省略

様式第9号(第4条関係) 宅地建物取引主任者資格登録簿登録消除通知書

宅地建物取引主任者資格登録簿登録消除通知書	
省略	
省略	

様式第10号(第4条関係) 宅地建物取引主任者証提出書

宅地建物取引主任者証提出書	
省略	
省略	
取引主任者証発行番号	省略
取引主任者証交付年月日	省略
省略	

注 1 交付を受けている宅地建物取引士証を添付すること。

2 省略

様式第11号(第4条関係) 宅地建物取引士証返還請求書

宅地建物取引士証返還請求書	
省略	
省略	
宅地建物取引士証 発行番号	省略
宅地建物取引士証 交付年月日	省略
省略	

注 省略

様式第15号(第5条関係) 合格証書

省略
宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定による宅地建物取引士資格試験に合格したことを証する。
省略

注 1 交付を受けている宅地建物取引主任者証を添付すること。

2 省略

様式第11号(第4条関係) 宅地建物取引主任者証返還請求書

宅地建物取引主任者証返還請求書	
省略	
省略	
取引主任者証 発行番号	省略
取引主任者証 交付年月日	省略
省略	

注 省略

様式第15号(第5条関係) 合格証書

省略
宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定による宅地建物取引主任者資格試験に合格したことを証する。
省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県宅地建物取引業法施行細則様式第8号の規定による宅地建物取引主任者資格登録簿登録消除申請書は、改正後の愛媛県宅地建物取引業法施行細則様式第8号の規定による宅地建物取引士資格登録簿登録消除申請書とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県宅地建物取引業法施行細則様式第1号の規定による従事者変更届出書の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第396号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成27年3月31日

愛媛県知事 中村時広

(南予地方局産業経済部管内)

三机加入区
大江志津小島加入区

く付保義務の発生(平成23年4月愛媛県告示第458号)による保険に付すべき義務は、平成27年3月30日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成27年3月31日

愛媛県知事 中村時広

(南予地方局産業経済部管内)

三机加入区
大江志津小島加入区

○愛媛県告示第397号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づ

○愛媛県告示第398号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和52年9月愛媛県告示第989号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
海岸名	市町	主管省	管理者	区 域	海岸名	市町	主管省	管理者	区 域
中之庄	四国中央市	国土交通省	愛媛県知事	<u>基点1から基点11までを順次結んだ線、基点11と補助点7を寒川港港湾区域境界線に沿って結んだ線、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3及び補助点2を順次結んだ線、補助点2と補助点1を三島川之江港湾区域境界線に沿って結んだ線並びに補助点1と基点1を結んだ線により囲まれた区域</u> <u>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</u> <u>基点1は、四国中央市三島金子一丁目字金子1951番地先の標柱（北緯33度58分58秒、東 経133度32分17秒）</u> <u>基点2は、基点1から218度20分00秒31.92メートルの地点</u> <u>基点3は、基点2から310度03分38秒625.33メートルの地点</u> <u>基点4は、基点3から220度49分40秒561.20メートルの地点</u> <u>基点5は、基点4から236度20分00秒572.32メートルの地点</u> <u>基点6は、基点5から147度20分00秒394.00メートルの地点</u> <u>基点7は、基点6から228度20分00秒83.00メートルの地点</u> <u>基点8は、基点7から260度20分00秒108.00メートルの地点</u> <u>基点9は、基点8から227度20分00秒361.00メートルの地点</u> <u>基点10は、基点9から231度20分00秒153.00メートルの地点</u> <u>基点11は、基点10から247度20分00秒173.00メートルの地点</u> <u>補助点7は、基点11から336度20分00秒81.00メートルの地点</u> <u>補助点6は、基点10から340度00分18秒73.30メートルの地点</u> <u>補助点5は、基点6から290度33分18秒155.23メートルの地点</u>	中之庄	伊予三島市	国土交通省	愛媛県知事	<u>1点から12点までを順次結んだ線、12点と13点を寒川港港湾区域境界線に沿って結んだ線、13点から20点までを順次結んだ線及び20点と1点を結んだ線により囲まれた区域</u> <u>1点は、伊予三島市金子一丁目1947番地4地先に設置した標識柱</u> <u>2点は、1点から225度178メートルの地点</u> <u>3点は、2点から243度30分364メートルの地点</u> <u>4点は、3点から238度383メートルの地点</u> <u>5点は、4点から333度514メートルの地点</u> <u>6点は、5点から243度439.5メートルの地点</u> <u>7点は、6点から154度394メートルの地点</u> <u>8点は、7点から235度83メートルの地点</u> <u>9点は、8点から267度108メートルの地点</u> <u>10点は、9点から234度361メートルの地点</u> <u>11点は、10点から238度153メートルの地点</u> <u>12点は、11点から254度173メートルの地点</u> <u>13点は、12点から343度81メートルの地点</u> <u>14点は、13点から76度30分178メートルの地点</u> <u>15点は、14点から65度589メートルの地点</u> <u>16点は、15点から333度30分355メートルの地点</u> <u>17点は、16点から63度30分614メートルの地点</u> <u>18点は、17点から152度523メートルの地点</u>

<p>補助点4は、基点5から278度57分04秒128.46メートルの地点</p> <p>補助点3は、基点4から282度20分14秒113.78メートルの地点</p> <p>補助点2は、基点3から358度00分08秒147.11メートルの地点</p> <p>補助点1は、基点1から38度20分00秒33.12メートルの地点</p>	<p>19点は、18点から59度30分39.2メートルの地点</p> <p>20点は、19点から57度30分43.25メートルの地点</p>
---	--

○愛媛県告示第399号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第277号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
豊後水道東沿岸				豊後水道東沿岸			
海岸名	地区 海岸 名	地先 海岸 名	区 域	海岸名	地区 海岸 名	地先 海岸 名	区 域
省略				省略			
省略				省略			
三崎港 (伊方 町)	三崎	三崎	<p>基点1から基点17までを順次結んだ線並びに基点17、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点1は、西宇和郡伊方町三崎1122番地先の標柱（北緯33度23分16秒、東経132度07分15秒）</p> <p>基点2は、基点1から65度07分38秒7.41メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から343度27分58秒146.08メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から328度13分12秒99.33メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から56度23分52秒28.93メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から316度19分40秒100.82メートルの地点</p> <p>基点7は、基点6から315度32分11秒35.20メートルの地点</p> <p>基点8は、基点7から316度41分54秒28.22メートルの地点</p>	三崎港 (三崎 町)	三崎	三崎	<p>イ線、口線、八線、二線及びホ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ線 三崎町三崎字タキノマエ3421番地々先三崎地区海岸護岸石積西端起点標柱から30度20メートルの地点まで引いた線</p> <p>口線 イ線の終点より三崎町三崎字ハマ1684番地物揚場標柱から66度20メートルの地点に至る三崎海岸護岸及び物揚場並びに道路護岸天端前肩から陸地側20メートルの線</p> <p>八線 口線の終点から247度50メートルの地点まで引いた線</p> <p>二線 八線の終点よりイ線の起点から211度30メートルの地点に至る三崎海岸護岸及び物揚場並びに道路護岸天端前肩から海面側30メートルの線</p> <p>ホ線 二線の終点とイ線の起点を結んだ線</p>

基点9は、基点8から316度56分54秒
10.47メートルの地点
基点10は、基点9から301度01分17秒
74.25メートルの地点
基点11は、基点10から225度41分08秒
122.52メートルの地点
基点12は、基点11から315度50分05秒
172.13メートルの地点
基点13は、基点12から267度15分46秒
66.47メートルの地点
基点14は、基点13から238度12分08秒
85.04メートルの地点
基点15は、基点14から251度57分52秒
86.61メートルの地点
基点16は、基点15から243度52分20秒
197.21メートルの地点
基点17は、基点16から234度07分03秒
107.03メートルの地点
補助点11は、基点17から180度55分40
秒111.72メートルの地点
補助点10は、基点16から91度59分33秒
160.16メートルの地点
補助点9は、基点13から158度45分02
秒129.34メートルの地点
補助点8は、基点11から177度47分33
秒149.20メートルの地点
補助点7は、基点10から173度18分34
秒139.76メートルの地点
補助点6は、基点4から184度38分53
秒122.23メートルの地点
補助点5は、基点3から232度34分50
秒166.27メートルの地点
補助点4は、基点3から199度03分56
秒193.48メートルの地点
補助点3は、基点3から193度26分26
秒160.65メートルの地点
補助点2は、基点3から185度17分16
秒169.35メートルの地点
補助点1は、基点3から170度40分06
秒149.68メートルの地点

省略

省略

○愛媛県告示第400号

海岸保全区域の指定（昭和32年9月愛媛県告示第721号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

愛媛県知事 中村 時 広

別表二名の項を削る。

○愛媛県告示第401号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。

平成27年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

海岸名	市 町	主管省	管理者	区 域
燧灘沿岸二名海岸	四国中央市	国土交通省	愛媛県知事	基点1から基点8までを順次結んだ線並びに基点8、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点1は、四国中央市川之江町3721番6に設置された標柱 基点2は、基点1から135度41分02秒9.26メートルの地点 基点3は、基点2から47度01分48秒118.36メートルの地点 基点4は、基点3から320度08分52秒529.17メートルの地点 基点5は、基点4から25度53分06秒456.65メートルの地点 基点6は、基点5から115度52分57秒502.00メートルの地点 基点7は、基点6から22度38分15秒635.00メートルの地点 基点8は、基点7から359度44分18秒19.20メートルの地点 補助点8は、基点8から14度04分55秒30.00メートルの地点 補助点7は、基点7から299度50分44秒149.00メートルの地点 補助点6は、基点6から312度25分48秒158.00メートルの地点 補助点5は、基点5から329度22分43秒81.54メートルの地点 補助点4は、基点4から280度30分01秒70.53メートルの地点 補助点3は、基点3から282度09分34秒73.11メートルの地点 補助点1は、基点1から315度41分02秒50.74メートルの地点 基点9から基点13までを順次結んだ線並びに基点13、補助点13、補助点12-2、補助点12-1、補助点11、補助点9及び基点9を順次結んだ線により囲まれた区域 基点9は、四国中央市川之江町余木1105番2に設置された標柱 基点10は、基点9から165度10分37秒26.00メートルの地点 基点11は、基点10から49度50分00秒195.00メートルの地点 基点12は、基点11から37度01分34秒429.00メートルの地点 基点13は、基点12から24度26分41秒647.00メートルの地点 補助点13は、基点13から294度12分08秒152.00メートルの地点 補助点12-2は、基点12から329度25分21秒185.00メートルの地点 補助点12-1は、基点12から287度12分42秒163.00メートルの地点 補助点11は、基点11から282度07分20秒169.00メートルの地点 補助点9は、基点9から8度27分57秒70.00メートルの地点

○愛媛県告示第402号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路として指定した区間を次のように変更した。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	旧・新別	区 間	敷地の員幅	延長
県 道	六軒家石手線	旧	松山市道後湯之町1563番1から 同市道後湯之町1612番7まで	メートル 7.0~27.6	キロメートル 209.0
			松山市祝谷町1丁目487番1から 同市道後鷺谷町甲1657番1まで	10.0~20.0	326.0
		新	松山市祝谷町1丁目487番1から 同市道後湯之町876番6まで	9.8~21.8	610.0
			"	道後公園線 六軒家石手線	旧
新	松山市道後町2丁目712番9地先から 同市道後湯之町872番2地先まで	16.1~43.7			553.0

訓 令

○愛媛県訓令第 2 号

総 務 部
企画振興部
県民環境部
経済労働部
農林水産部
産業技術研究所

愛媛県 E V 開発推進班規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成27年 3 月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県 E V 開発推進班規程を廃止する訓令

愛媛県 E V 開発推進班規程（平成22年愛媛県訓令第 8 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第 3 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成27年 3 月31日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則

（愛媛県教育委員会公告式規則の一部改正）

第 1 条 愛媛県教育委員会公告式規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第 2 項の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。</p> <p>（規則の公布）</p> <p>第 2 条 教育委員会規則（以下「規則」という。）は、教育委員会（以下「委員会」という。）の会議において議決した日から起算して 7 日以内に番号、公布の旨の前文及び年月日を記入し、<u>教育長</u>が署名して公布する。</p> <p>2 省略</p> <p>（規程の公布）</p> <p>第 4 条 委員会の定める規程で、公表を要するものの公布は、番号、公布の旨の前文、年月日及び<u>教育長名</u>を記入し、<u>教育長印</u>を押さなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第 2 項の規定に<u>基</u>く公告式は、この規則の定めるところによる。</p> <p>（規則の公布）</p> <p>第 2 条 教育委員会規則（以下「規則」という。）は、教育委員会（以下「委員会」という。）の会議において議決した日から起算して 7 日以内に番号、公布の旨の前文及び年月日を記入し、<u>委員長</u>が署名して公布する。</p> <p>2 省略</p> <p>（規程の公布）</p> <p>第 4 条 委員会の定める規程で、公表を要するものの公布は、番号、公布の旨の前文、年月日及び<u>委員長名</u>を記入し、<u>委員長印</u>を押さなければならない。</p> <p>2 省略</p>

（愛媛県教育委員会会議規則の一部改正）

第 2 条 愛媛県教育委員会会議規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定例会、臨時会)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 臨時会は、<u>教育長</u>が必要と認めるとき又は委員 2 名以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があつたとき、これを開催する。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第 3 条 会議開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事件とともに、<u>教育長</u>があらかじめ委員に通知しなければならない。</p> <p>(委員の応招)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2 委員は、会議の招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会の指定時刻までに<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(会議の順序)</p> <p>第 6 条 会議は、おおむね次の順序で行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>議事録承認</u></p> <p>(3)~(6) 省略</p> <p>(発言)</p> <p>第 7 条 委員は、議事について発言しようとするときは、<u>教育長</u>の許可を得なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(採決)</p> <p>第 9 条 <u>教育長</u>は、論旨が尽きたと認めるときは、会議に<u>諮つて</u>採決しなければならない。</p> <p>(採決の方法)</p> <p>第10条 <u>教育長</u>は、順次各委員の賛否を求めて採決する。</p> <p>2 <u>教育長</u>は、必要があると認めるときは、会議に<u>諮つて</u> 記名又は無記名の投票によつて採決することができる。</p> <p>(<u>議事録</u>)</p> <p>第12条 会議の次第は、<u>議事録</u>に記載しなければならない。</p> <p>(<u>議事録</u>の調製)</p> <p>第13条 <u>議事録</u>は、<u>教育長</u>が委員会事務局の職員のうちから _____ 指名して、これを作成させる。</p> <p>2 <u>議事録</u>は、会議で承認した後、<u>教育長</u>又は<u>教育長</u>の指名した委員 1 名が署名しなければならない。</p> <p>(<u>議事録</u>記載事項)</p> <p>第14条 <u>議事録</u>には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) <u>教育長</u>等の報告 _____</p> <p>(5) 議題及び議事 _____</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) その他<u>教育長</u>又は会議において必要と認められた事項</p> <p>(<u>議事録</u>の公表)</p> <p>第15条 <u>議事録</u>は、これを公表しなければならない。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により会議を公開しないこととした事件に係る部分については、この限りでない。</p> <p>(補則)</p>	<p>(定例会、臨時会)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 臨時会は、<u>委員長</u>が必要と認めるとき又は委員 2 名以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があつたとき、これを開催する。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第 3 条 会議開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事件とともに、<u>委員長</u>があらかじめ委員に通知しなければならない。</p> <p>(委員の応招)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2 委員は、会議の招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会の指定時刻までに<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(会議の順序)</p> <p>第 6 条 会議は、おおむね次の順序で行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>会議録承認</u></p> <p>(3)~(6) 省略</p> <p>(発言)</p> <p>第 7 条 委員は、議事について発言しようとするときは、<u>委員長</u>の許可を得なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(採決)</p> <p>第 9 条 <u>委員長</u>は、論旨が尽きたと認めるときは、会議には<u>かつて</u>採決しなければならない。</p> <p>(採決の方法)</p> <p>第10条 <u>委員長</u>は、順次各委員の賛否を求めて採決する。</p> <p>2 <u>委員長</u>は、必要があると認めるときは、会議には<u>かつて</u>記名又は無記名の投票によつて採決することができる。</p> <p>(<u>会議録</u>)</p> <p>第12条 会議の次第は、<u>会議録</u>に記載しなければならない。</p> <p>(<u>会議録</u>の調製)</p> <p>第13条 <u>会議録</u>は、<u>委員長</u>が委員会事務局の職員のうちから<u>教育長</u>の推薦するものを指名して、これを作成させる。</p> <p>2 <u>会議録</u>は、会議で承認した後、<u>委員長</u>又は<u>委員長</u>の指名した委員 1 名が署名しなければならない。</p> <p>(<u>会議録</u>記載事項)</p> <p>第14条 <u>会議録</u>には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) <u>教育長</u>等の報告の<u>要旨</u></p> <p>(5) 議題及び議事の<u>大要</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) その他<u>委員長</u>又は会議において必要と認められた事項</p> <p>(補則)</p>

第16条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が会議に諮つて決定する。

第15条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮つて決定する。

(愛媛県教育委員会事務委任規則の一部改正)

第3条 愛媛県教育委員会事務委任規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づく事務の委任については、この規則の定めるところによる。 (委任事務) 第2条 愛媛県教育委員会(以下「委員会」という。)は、法第25条第2項各号(法第37条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)~(8) 省略 <u>2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち、委員会又は教育長が特に必要があると認めるものについては、その管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。</u> (協議) 第3条 教育長は、前条第1項の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを委員会に協議するものとする。	(目的) 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づく事務の委任については、この規則の定めるところによる。 (委任事務) 第2条 愛媛県教育委員会(以下「委員会」という。)は、法第26条第2項各号(法第37条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)~(8) 省略 (協議) 第3条 教育長は、前条____の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを委員会に協議するものとする。

(愛媛県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限に属する事務を教育長に委任する規則の一部改正)

第4条 愛媛県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限に属する事務を教育長に委任する規則(昭和34年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、愛媛県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限を愛媛県教育委員会教育長に委任する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、愛媛県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限を愛媛県教育委員会教育長に委任する。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法に規定する愛媛県教育委員会が処理すべき事務を教育長に委任する規則の一部改正)

第5条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に規定する愛媛県教育委員会が処理すべき事務を教育長に委任する規則(昭和35年愛媛県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)第30条に規定する愛媛県教育委員会が処理すべき事務を愛媛県教育委員会教育長に委任する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)第30条に規定する愛媛県教育委員会が処理すべき事務を愛媛県教育委員会教育長に委任する。

(愛媛県教科書採択委員会規則の一部改正)

第6条 愛媛県教科書採択委員会規則(昭和41年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第6号の規定に基づき、県立学校(中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部を除く。)において使用する教科書(以下「教科書」という。)の採択に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第6号の規定に基づき、県立学校(中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部を除く。)において使用する教科書(以下「教科書」という。)の採択に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(愛媛県教育委員会傍聴規則の一部改正)

第7条 愛媛県教育委員会傍聴規則(昭和60年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(傍聴することができない者)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会の会議を傍聴することができない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前各号のほか、<u>教育長</u>が傍聴を不適当と認める者(傍聴の制限等)</p> <p>第4条 <u>教育長</u>は、傍聴席が満員となつたときは、新たな傍聴を制限し、又は拒否することができる。(傍聴人の守るべき事項等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に<u>教育長</u>の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>教育長</u>は、傍聴人が前2項の規定に違反したときは、直ちにこれを制止し、その命令に従わない者を退場させることができる。(教育長の指示)</p> <p>第7条 前各条に規定するもののほか、傍聴人は、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p>	<p>(傍聴することができない者)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会の会議を傍聴することができない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前各号のほか、<u>委員長</u>が傍聴を不適当と認める者(傍聴の制限等)</p> <p>第4条 <u>委員長</u>は、傍聴席が満員となつたときは、新たな傍聴を制限し、又は拒否することができる。(傍聴人の守るべき事項等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に<u>委員長</u>の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>委員長</u>は、傍聴人が前2項の規定に違反したときは、直ちにこれを制止し、その命令に従わない者を退場させることができる。(委員長の指示)</p> <p>第7条 前各条に規定するもののほか、傍聴人は、<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。</p>

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第8条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。)第17条第2項の規定に基づき、愛媛県教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。(各課及び室の所掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課(第16号から第21号まで及び第25号の事務にあっては、教職員厚生室の所掌とする。)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>総合教育会議に関すること。</u></p> <p>(3) 委員会の<u>教育長及び委員</u>の秘書に関すること。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。)第18条第2項の規定に基づき、愛媛県教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。(各課及び室の所掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課(第16号から第21号まで及び第25号の事務にあっては、教職員厚生室の所掌とする。)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 委員会の<u>委員長、委員及び教育長</u>の秘書に関すること。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p>

- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略

省略

保健体育課（第5号、第6号及び第8号の事務のうち競技力向上対策に関する事務にあっては、国体競技力向上対策室の所掌とする。）

(1)～(6) 省略

(7) 地教法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（第1号から第4号までの事務に関することに限る。）。

(8) 省略

義務教育課

(1)～(12) 省略

(13) 地教法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程における第9号に規定する教育課程、学習指導その他の指導並びに第12号の事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

高校教育課

(1)～(18) 省略

(19) 地教法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（高等学校及び中等教育学校の後期課程における第14号に規定する教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

人権教育課

(1)～(5) 省略

(6) 地教法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（第2号及び第3号の事務に関することに限る。）。

(7) 省略

特別支援教育課

(1)～(7) 省略

(8) 地教法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（第5号の事務に関することに限る。）。

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略

省略

保健体育課（第5号、第6号及び第8号の事務のうち競技力向上対策に関する事務にあっては、国体競技力向上対策室の所掌とする。）

(1)～(6) 省略

(7) 地教法第27条の2の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（第1号から第4号までの事務に関することに限る。）。

(8) 省略

義務教育課

(1)～(12) 省略

(13) 地教法第27条の2の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程における第9号に規定する教育課程、学習指導その他の指導並びに第12号の事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

高校教育課

(1)～(18) 省略

(19) 地教法第27条の2の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（高等学校及び中等教育学校の後期課程における第14号に規定する教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

人権教育課

(1)～(5) 省略

(6) 地教法第27条の2の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（第2号及び第3号の事務に関することに限る。）。

(7) 省略

特別支援教育課

(1)～(7) 省略

(8) 地教法第27条の2の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（第5号の事務に関することに限る。）。

(9) 省略

(事務局に置く職員)

第7条の2 省略

2 省略

(部に置く職員)

第8条 省略

2 省略

(必要に応じて置く職員)

第10条 省略

2～5 省略

6 指導主事は、地教行法第18条第3項に規定する職務に従事する。

7～15 省略

(9) 省略

(事務局に置く職員)

第7条の2 省略

2 省略

3 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、副教育長が、その職務を代行する。

(部に置く職員)

第8条 省略

2 省略

3 教育長及び副教育長に事故があるとき、又は教育長及び副教育長が欠けたときは、部長は、あらかじめ教育長が定めた順序で、その職務を代行する。

(必要に応じて置く職員)

第10条 省略

2～5 省略

6 指導主事は、地教行法第19条第3項に規定する職務に従事する。

7～15 省略

(教育長の期末手当に関する規則の廃止)

第9条 教育長の期末手当に関する規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第9号)は、廃止する。**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(愛媛県教育委員会公告式規則の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の愛媛県教育委員会公告式規則第2条第1項及び第4条第1項の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の愛媛県教育委員会公告式規則第2条第1項及び第4条第1項の規定は、なおその効力を有する。

(愛媛県教育委員会会議規則の一部改正に伴う経過措置)

3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の愛媛県教育委員会会議規則第2条第3項、第3条、第4条第2項、第7条第1項、第9条、第10条、第13条、第14条第7号及び第16条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の愛媛県教育委員会会議規則(以下「改正前の会議規則」という。)第2条第3項、第3条、第4条第2項、第7条第1項、第9条、第10条、第13条、第14条第7号及び第15条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の会議規則第13条中「会議録」とあるのは「議事録」とする。

(愛媛県教育委員会事務委任規則の一部改正に伴う経過措置)

4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の愛媛県教育委員会事務委任規則第1条から第3条までの規定は適用せず、第3条の規定による改正前の愛媛県教育委員会事務委任規則第1条から第3条までの規定は、なおその効力を有する。

(愛媛県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限に属する事務を教育長に委任する規則の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の愛媛県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限に属する事務を教育長に委任する規則の規定は適用せず、同条の規定による改正前の愛媛県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限に属する事務を教育長に委任する規則の規定は、なおその効力を有する。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法に規定する愛媛県教育委員会が処理すべき事務を教育長に委任する規則の一部改正に伴う経過措置)

6 改正法附則第2条第1項の場合においては、第5条の規定による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法に規定する愛媛県教育委員会が処理すべき事務を教育長に委任する規則の規定は適用せず、同条の規定による改正前の独立行政法人日本スポーツ振興センター法に規定する愛媛県教育委員会が処理すべき事務を教育長に委任する規則の規定は、なおその効力を有する。

(愛媛県教育委員会傍聴規則の一部改正に伴う経過措置)

7 改正法附則第2条第1項の場合においては、第7条の規定による改正後の愛媛県教育委員会傍聴規則第3条第4号、第4条、第5条第2項及び第3項並びに第7条の規定は適用せず、第7条の規定による改正前の愛媛県教育委員会傍聴規則第3条第4号、第4条、第5条第2項及び第3項並びに第7条の規定は、なおその効力を有する。

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴う経過措置)

8 改正法附則第2条第1項の場合においては、第8条の規定による改正後の愛媛県教育委員会事務局組織規則第3条教育総務課の項第3号の規定は適用せず、第8条の規定による改正前の愛媛県教育委員会事務局組織規則第3条教育総務課の項第2号、第7条の2第3項及

(2) 省略

2 省略

別表2 (第3条関係)

第1 ひな形

1 職印

愛媛県教育委員会 教育長印	愛媛県教育委員会事務局副 教育長印	愛媛県教育委員会事務局管 理部長印	愛媛県教育委員会事務局 管理部教育 総務課長印
中予教育事務所 所長印	愛媛県立川之江高等 学校長印		

2 省略

備考

1 ~ 3 省略

第2 寸法

公印の種類		寸法方(ミリメートル)
職印	省略	省略
省略		

(2) 省略

2 省略

別表2 (第3条関係)

第1 ひな形

1 職印

愛媛県教育委員会 委員長印	愛媛県教育委員会 教育長印	愛媛県教育委員会事務局副 教育長印	愛媛県教育委員会事務局管 理部長印
愛媛県教育委員会事務局 管理部教育 総務課長印	中予教育事務所 所長印	愛媛県立川之江高等 学校長印	

2 省略

備考

1 ~ 3 省略

第2 寸法

公印の種類		寸法方(ミリメートル)
職印	教育委員長印 省略	省略
省略		

附 則

- この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正後の愛媛県教育委員会公印規程第2条第1項、第4条第1項、第8条、第10条第2項及び別表2の規定は適用せず、改正前の愛媛県教育委員会公印規程第2条第1項、第4条第1項、第8条、第10条第2項及び別表2の規定は、なおその効力を有する。

○愛媛県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局
教 育 機 関

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

愛媛県教育委員会
委員長 松 岡 義 勝

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

愛媛県教職員安全衛生管理規程(平成21年愛媛県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2 (第19条関係) 健康診断の種類及び内容					別表第2 (第19条関係) 健康診断の種類及び内容				
種類	対象職員	検査項目	実施回数	備考	種類	対象職員	検査項目	実施回数	備考
省略					省略				
胃検診	35歳以上の職員	胃部X線撮影検査 <u>その他必要な検査</u>	省略		胃検診	35歳以上の職員	胃部X線撮影検査	省略	
省略					省略				

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1160

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 479）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（就業促進手当に相当する退職手当等の支給手続）</p> <p>第16条 支給資格者は、条例第10条第10項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の5）に、同号口に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の6）に、同省令第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の7）に、同法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）に、条例第10条第10項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に、同項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当にあつては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）にそれぞれ支給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。第12条第7項ただし書の規定は、この場合について準用する。</p> <p>2 任命権者は、前項に規定する就業手当に相当する退職手当支給申請書、再就職手当に相当する退職手当支給申請書、<u>就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書、常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書、移転費に相当する退職手当支給申請書及び広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書の提出を受けたときは、支給資格証に必要な事項を記入した上、返付しなければならない。</u></p> <p>（支給資格者の氏名等の変更の届出）</p> <p>第16条の2 支給資格者は、支給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合には、氏名・住所変更届（様式第18号の2）に、当該変更の事実を証明する書類及び支給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。ただし、<u>支給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、支給資格証を添付しないことができる。</u></p> <p>2 任命権者は、前項に規定する氏名・住所変更届の提出を受けたときは、<u>支給資格証に必要な改定をした上、返付しなければならない。</u></p>	<p>（就業促進手当に相当する退職手当等の支給手続）</p> <p>第16条 支給資格者は、条例第10条第10項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の5）に、同号口に該当する者に係る就業促進手当 _____ に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の6）に、<u>同項第2号 _____ に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）に、条例第10条第10項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に、同項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当にあつては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）にそれぞれ支給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。第12条第7項ただし書の規定は、この場合について準用する。</u></p> <p>2 任命権者は、前項に規定する就業手当に相当する退職手当支給申請書、再就職手当に相当する退職手当支給申請書 _____、常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書、移転費に相当する退職手当支給申請書及び広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書の提出を受けたときは、支給資格証に必要な事項を記入した上、返付しなければならない。</p>

(高年齢受給資格者の氏名等の変更の届出及び高年齢受給資格証の再交付)

第18条 第16条の2の規定は高年齢受給資格者の氏名等の変更の届出について、前条の規定は高年齢受給資格証の再交付について準用する。この場合において、前2条中「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、前条中「失業者の退職手当受給資格証再交付申請書(様式第19号)」とあるのは、「失業者の退職手当高年齢受給資格証再交付申請書(様式第20号)」と読み替えるものとする。

様式第7号(第12条-第18条関係) 失業者の退職手当受給資格証

Table with columns for name, gender, age, and benefit types (Lecture, Specific Job, Commuting). Includes a signature line for the appointing authority.

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「性別」欄は、該当するものを で囲むこと。

様式第8号(第12条関係) 失業者の退職手当受給資格証交付請求書

Form for application letter with fields for name and address.

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 請求者の氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第13号(第13条関係) 公共職業訓練等受講届

Table for public job training enrollment with columns for training type, ability development, and regulations.

(_____ 高年齢受給資格証の再交付)

第18条 _____ 前条の規定は、高年齢受給資格証の再交付について準用する。この場合において、同条中「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、 _____ 「失業者の退職手当受給資格証再交付申請書(様式第19号)」とあるのは「失業者の退職手当高年齢受給資格証再交付申請書(様式第20号)」と読み替えるものとする。

様式第7号(第12条-第18条関係) 失業者の退職手当受給資格証

Table with columns for name, gender, age, and benefit types (Lecture, Specific Job, Commuting). Includes a signature line for the appointing authority.

様式第8号(第12条関係) 失業者の退職手当受給資格証交付請求書

Form for application letter with fields for name and address.

様式第13号(第13条関係) 公共職業訓練等受講届

Table for public job training enrollment with columns for training type, ability development, and regulations.

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 「昼夜間の別」欄、「寄宿の事実」欄、「職業」欄及び「同居・別居の別」欄は、該当事項を で囲むこと。

3 受給資格者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第15号（第15条関係） 傷病手当に相当する退職手当支給申請書

傷病手当に相当する退職手当支給申請書			
受給資格証番号			
申請者氏名		性別 男・女	生年 月 日 年 月 日
診療担当者の証明	省略		
	傷病の経過	年 月 日	治癒、転医、中止、継続中
	傷病のため職業に就くことができなかつたと認められる期間	省略	
支給申請期間	省略		
	同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	
	上記給付を受けることができる期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
	傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等	内職又は手伝いをした日	月 日	月 日
	収入のあつた日、その額等	月 日 収入額 円(日分の収入)	月 日 収入額 円(日分の収入)
	収入のあつた日、その額等	月 日 収入額 円(日分の収入)	月 日 収入額 円(日分の収入)
省略			

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 「性別」欄及び「傷病の経過」欄は、該当事項を で囲むこと。

3 「同一の傷病により受けることができる給付」欄は、「傷病のため職業に就くことができなかつたと認められる期間」欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従つて該当するもの全ての番号を で囲むこと。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）による傷病手当金
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）による休業補償又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付若しくは休業給付

様式第15号（第15条関係） 傷病手当に相当する退職手当支給申請書

傷病手当に相当する退職手当支給申請書			
受給資格証番号			
申請者氏名		性別 男・女	生年 月 日 年 月 日
診療担当者の証明	省略		
	傷病の経過	年 月 日	治癒、転医、中止、継続中
	傷病のため職業につくことができなかつたと認められる期間	省略	
支給申請期間	省略		
	健康保険の傷病手当金等の支給を受けることができる期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
	傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
	省略		

注 性別欄及び傷病の経過欄 は、該当事項をマルで囲むこと。

- (3) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による休業補償その他法令により地方公務員に対して支給されるこれに相当する給付
 - (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による傷病手当金
 - (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (7) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）による障害補償費
- 4 「上記給付を受けることができる期間」欄は、「傷病のため職業に就くことができなかつたと認められる期間」欄の期間のうち、「同一の傷病により受けすることができる給付」欄の給付を受けることができる期間を記入すること。
- 5 申請者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第15号の2（第15条の2、第18条関係） 失業者の退職手当高年齢受給資格証

省略
省略
任命権者 印

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第15号の3（第15条の2関係） 失業者の退職手当高年齢受給資格証交付請求書

省略
任命権者 様
省略
省略

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 請求者の氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第15号の5（第16条関係） 就業手当に相当する退職手当支給申請書

省略					
雇用契約ごとの雇用期間が7日以上である場合	就職先の事業所	名称	事業所番号	所在地 (電話)	
	1週間の所定労働時間	時間 分	雇用年月日	年 月 日	
	雇用期間	1 定めあり (年 月 日まで、年 箇月)			
	2 定めなし				
省略					
	就業先の事業所の名称及び所在地	省略			

様式第15号の2（第15条の2、第18条関係） 失業者の退職手当高年齢受給資格証

省略
省略
愛媛県知事 印

様式第15号の3（第15条の2関係） 失業者の退職手当高年齢受給資格証交付請求書

省略
愛媛県知事 様
省略
省略

様式第15号の5（第16条関係） 就業手当に相当する退職手当支給申請書

省略				
雇用契約ごとの雇用期間が7日以上である場合	就職先の事業所	名称	所在地	事業の種類
	雇用年月日	年 月 日	雇用期間	
	1週間の所定労働時間		時間	分
	省略			
	就業先の事業所の名称及び所在地	省略		

雇用契約ごとの雇用期間が7日未満である場合	(電話)	省略		
	(電話)	省略		
	(電話)	省略		
	(電話)	省略		
	(電話)	省略		
	省略			
上記事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主(関連事業主を含む。)であるか。		1 離職前事業主である 2 離職前事業主ではない		
申請に係る就業について、公共職業安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があつたか。		1 あつた 2 なかつた		
申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けたか。		1 受けた (職業紹介事業者の名称： (電話番号：)) 2 受けていない		

雇用契約ごとの雇用期間が7日未満である場合				
	省略			

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 「雇用期間」欄、「上記事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主(関連事業主を含む。)であるか。」欄、「申請に係る就業について、公共職業安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があつたか。」欄及び「申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けたか。」欄は、該当する番号を で囲むとともに、必要事項を記入すること。

3 申請者の氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第15号の6(第16条関係) 再就職手当に相当する退職手当支給申請書

省略	
就職先の(事業を開始した)事業所	名称 事業所番号 省略
省略	
職 種	1 週間の所定労働時間 時間 分
賃 金 月 額	万 千円
雇 用 期 間	1 定めあり(年 月 日まで、年 箇月) 契約更新条項(1 有 2 無) 1年を超えて雇用する見込み(1 有 2 無) 2 定めなし
省略	
雇入れ(事業開始)の日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	1 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 2 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を 受給したことがない。

様式第15号の6(第16条関係) 再就職手当に相当する退職手当支給申請書

省略	
就職先の(事業を開始した)事業所	名 称 省略
省略	
職 種	雇 用 期 間
省略	
雇入れ(事業開始)の日前3年間における就業についての再就職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	1 再就職手当 _____ 又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 2 再就職手当に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者の氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 事業を開始した場合は、「採用内定年月日」欄、「職種」欄、「1週間の所定労働時間」欄、「賃金月額」欄、「雇用期間」欄及び事業主の証明は、記入の必要はないこと。

5 「雇用期間」欄及び「雇入れ（事業開始）の日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無」欄は、該当する番号を で囲むとともに、必要事項を記入すること。

様式第16号（第16条関係） 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

省略			
就職先の事業所	名称	事業所番号	
	所在地	(電話)	
	省略		
雇入年月日	年 月 日	採用内定年月日	年 月 日
職 種		1週間の所定労働時間	時間 分
賃 金 月 額	万 千円		
雇 用 期 間	1 定めあり(年 月 日まで、年 箇月)		
	契約更新条項(1 有 2 無)		
	1年を超えて雇用する見込み(1 有 2 無)		
2 定めなし			
省略			
雇入れの日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	1 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。		
	2 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を 受給したことがない。		
省略			
申請者氏名 (印)			
省略			

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

3 「雇用期間」欄及び「雇入れ（事業開始）の日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無」欄は、該当する番号を で囲むとともに、必要事項を記入すること。

4 省略

様式第19号（第17条関係） 失業者の退職手当受給資格証再交付申請書

注 1 省略

2 事業を開始した場合は、「採用内定年月日」欄、「職種」欄、「雇用期間」欄及び事業主の証明は、記入の必要はないこと。

様式第16号（第16条関係） 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

省略			
就職先の事業所	名称		
	所在地		
	省略		
雇入年月日	年 月 日	職 種	
(採用内定年月日)	(年 月 日)		
雇 用 形 態	常用、臨時、日雇	雇 用 期 間	
省略			
雇入れの日前3年間における就業についての再就職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	1 再就職手当 _____ 又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。		
	2 再就職手当に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。		
省略			
受給資格者氏名 (印)			
省略			

注 省略

様式第19号（第17条関係） 失業者の退職手当受給資格証再交付申請書

省略	
任命権者	様
	住所
申請者	氏名
印	
省略	
省略	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「再交付理由」欄は、該当事項を 〇 で囲むこと。

様式第20号（第18条関係） 失業者の退職手当高年齢受給資格証再交付申請書

省略	
任命権者	様
省略	
省略	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「再交付理由」欄は、該当事項を 〇 で囲むこと。

省略	
愛媛県知事	様
	住所
	氏名
印	
省略	
省略	

- 注 再交付理由欄 〇 は、該当事項をマルで囲むこと。

様式第20号（第18条関係） 失業者の退職手当高年齢受給資格証再交付申請書

省略	
愛媛県知事	様
省略	
省略	

- 注 再交付理由の項 〇 は、該当事項をマルで囲むこと。

第2条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第14号を次のように改める

様式第14号（第14条関係）

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 証 明 書

受給資格証番号		未支給区分	未支給	未支給以外							
待期満了年月日	年 月 日										
支給期間	初日	年 月 日	末日	年 月 日							
認定日数	日	受講日数	日	通所日数	日	特定職種受講日数	日	寄宿日数	日		
内職（労働日数、収入額）	日	円	就業手当支給日数	日	早期就業支援金支給日数	日					
受講者氏名				証明対象期間	年 月						
訓練受講職種											
右のカレンダーに該当する印を付けてください。					1	2	3	4	5	6	7
(1) 公共職業訓練等が行われなかつた日(日・祝日等) = 印					8	9	10	11	12	13	14
(2) 公共職業訓練等を受けなかつた日のうち					15	16	17	18	19	20	21
ア 疾病又は負傷による場合 ○印					22	23	24	25	26	27	28
イ ア以外でやむを得ない理由がある場合 △印					29	30	31				
ウ やむを得ない理由がない場合 ×印											
特記事項											
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。											
年 月 日											
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊦											
証明対象期間中の就職、就労、内職又は手伝いの有無					有		無				
証明対象期間期間中の内職又は手伝いに係る収入の有無					有		無				
寄宿の有無					有()・無						
上記のとおり申告します。											
また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。											
年 月 日											
任命権者 様					受講者氏名			㊦			
※連絡事項											
備考											

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「未支給区分」欄、「証明対象期間中の就職、就労、内職又は手伝いの有無」欄及び「証明対象期間期間中の内職又は手伝いに係る収入の有無」欄は、該当するものを○で囲むこと。

3 「寄宿の有無」欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、有の場合で、別居して寄宿していない日があるときは、その日及び理由を()内に記入すること。

4 受講者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。

5 ※印欄には、記入しないこと。

様式第15号の6の次に次の1様式を加える。

様式第15号の7（第16条関係） 就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書					
氏 名		受給資格証番号			
住所又は居所					
就職先の 事業所	名 称		事業所番号	— —	
	所在地	(電話番号)			
1 週 間 の 所 定 労 働 時 間	時 間 分	求人申込み時等に明示 した賃金額（月額）	円		
雇 用 期 間 中 の 賃 金 支 払 状 況					
賃 金 支 払 対 象 期 間	賃 金 支 払 対 象 期 間 の 基 礎 日 数	賃 金 額			備 考
		㉑	㉒	計	
月 日 ~ 月 日	日	円	円	円	
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。					
年 月 日					事業主氏名 ㉓
上記により就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。					
年 月 日					申請者氏名 ㉔
愛媛県知事 様					

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 申請者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第18号の次に次の1様式を加える。

様式第18号の2（第16条の2関係） 氏名・住所変更届

氏名・住所変更届			
受給資格者番号			
新 氏 名			
氏 名	ふりがな		
	新		
	旧		
住所又は居所	新		
	旧		
生 年 月 日	年 月 日	変 更 年 月 日	年 月 日
<p>上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>任命権者 様</p> <p>(高年齢) 受給資格者氏名 (印)</p> <p>(電話番号)</p>			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 記名押印に代えて署名することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に交付している第 1 条の規定による改正前の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(以下「旧規則」という。)様式第 7 号及び第15号の 2 の規定による書類は、同条の規定による改正後の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(以下「新規則」という。)様式第 7 号及び第15号の 2 の規定による書類とみなす。

3 この規則施行の際現に提出されている旧規則様式第13号、様式第15号、様式第15号の 5、様式第15号の 6 及び様式第16号の規定による書類並びに第 2 条の規定による改正前の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則様式第14号の規定による書類は、新規則様式第13号、様式第15号、様式第15号の 5、様式第15号の 6 及び様式第16号の規定による書類並びに同条の規定による改正後の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則様式第14号の規定による書類とみなす。

○愛媛県人事委員会規則 8 - 1

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則(愛媛県人事委員会規則 8 0)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別職地方公務員等となった者に関する特例) 第11条 条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する条例第 3 条第 3 項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。 (1)・(2) 省略 (3) 国家公務員法第108条の 6 第 1 項ただし書の規定若しくは地方公務員法第55条の 2 第 1 項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は行政執行法人の労働関係に関する法律 (昭和23年法律第257号) 第 7 条第 1 項ただし書の規定若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和27年法律第289号) 第 6 条第 1 項ただし書の規定若しくは法人の就業規則等の定めにより労働組合の業務に専ら従事した期間 (4) 省略	(特別職地方公務員等となった者に関する特例) 第11条 条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する条例第 3 条第 3 項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。 (1)・(2) 省略 (3) 国家公務員法第108条の 6 第 1 項ただし書の規定若しくは地方公務員法第55条の 2 第 1 項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律 (昭和23年法律第257号) 第 7 条第 1 項ただし書の規定若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和27年法律第289号) 第 6 条第 1 項ただし書の規定若しくは法人の就業規則等の定めにより労働組合の業務に専ら従事した期間 (4) 省略

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則11 - 9

教育長が兼ねることのできない営利企業等の地位を定める規則を次のように定める。

平成27年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

教育長が兼ねることのできない営利企業等の地位を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第11条第 7 項の人事委員会規則で定める地位については、営利企業等の従事制限の基準等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則11 0) 第 2 条の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年法律第76号) 附則第 2 条第 1 項の規定により在職する教育長の営利企業等の従事制限については、なお従前の例による。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成17年4月愛媛県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容			試験の名称	開示する内容		
職員採用候補者（初級）試験	第1次試験不合格者に係る得点 __、順位及び一定の基準に達しない場合は、その旨	省略	省略	職員採用候補者（初級）試験	第1次試験不合格者に係る試験種目別得点、合計得点、順位及び一定の基準に達しない試験種目名	省略	省略
	第2次試験受験者に係る第1次試験の得点 __及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	省略			第2次試験受験者に係る第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	省略	
省略				省略			
少年補導職員採用候補者試験	第1次試験不合格者に係る得点、順位及び一定の基準に達しない場合は、その旨	省略	省略	少年補導職員採用候補者試験	第1次試験不合格者に係る得点、順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	省略	省略
	省略				省略		
省略				省略			
警察官（高校卒程度）採用候補者試験	第1次試験不合格者に係る試験種目別得点、合計得点及び順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	省略	省略	警察官（高校卒程度）採用候補者試験	第1次試験不合格者に係る得点、 __順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名（愛媛県警察官を志望した者に限る。）	省略	省略
	第2次試験受験者に係る第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	省略			第2次試験受験者に係る第1次試験の得点 __及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名（愛媛県警察官を志望した者に限る。）	省略	

警察官 (大学 卒)採 用候補 者試験	第1次試験不合格者に係る 試験種目別得点、合計得点 及び順位並びに一定の基準 に達しない試験種目名及び 検査種目名_____	省略	省略
	第2次試験受験者に係る第 1次試験の試験種目別得 点、合計得点及び順位並び に第2次試験の試験種目別 得点、合計得点及び順位 並びに一定の基準に達しな い試験種目名及び検査種目 名_____	省略	

警察官 (大学 卒)採 用候補 者試験	第1次試験不合格者に係る 得点、_____順位並びに一定の基準 に達しない試験種目名及び 検査種目名(愛媛県警察官 を志望した者に限る。)	省略	省略
	第2次試験受験者に係る第 1次試験の得点_____及び順位並び に第2次試験の試験種目別 得点、総合得点、総合順位 並びに一定の基準に達しな い試験種目名及び検査種目 名(愛媛県警察官を志望し た者に限る。)	省略	

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

平成27年度愛媛県警察官(男性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験公告

平成27年 3月31日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官(男性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験(大学卒特別募集を除く。)を受けることにより、警視庁(東京都)、神奈川県、大阪府又は兵庫県 of 警察官になるみち
があります。

第1次試験日 平成27年 5月9日(土)、5月10日(日)

受 付 期 間 平成27年 4月1日(水)～4月20日(月)

〔持 参〕 午前8時30分～午後5時15分(土曜日及び日曜日を除く。)

〔郵 送〕 4月20日(月)までの消印有効

〔インターネット〕 4月1日(水)午前8時30分～4月13日(月)午後5時15分

試 験 会 場 松山南高等学校

《平成27年度の変更点》

体力試験を第1次試験で実施します。

警察官(大学卒特別募集)採用候補者試験を実施します。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。

また、申込み後の試験区分の変更はできません。

試験区分	都府県名	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
大 学 卒	愛 媛 県	29人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、 犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、 交通の取締りその他公安の維持に従事 します。	平成28年 4月1日
	警 視 庁	3人程度		
	神 奈 川 県	3人程度		
	大 阪 府	5人程度		
	兵 庫 県	3人程度		
大 学 卒 特 別 募 集	愛 媛 県	16人程度		平成27年10月1日

大学卒の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1
次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

また、申込み後の志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大学卒	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成28年3月末日までに卒業する見込みの者
大学卒 特別募集	ア 昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた男子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成27年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成27年10月1日の採用に応じられる者

ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和60年5月11日から平成6年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容												
第1次試験	教養試験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）												
	体力試験 （愛媛県のみ）	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上（左右の平均）</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>30回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が2種目以上ある場合、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	種目	基準	反復横とび	50回以上 / 20秒間	握力	45kg以上（左右の平均）	上体起こし	25回以上 / 30秒間	腕立て伏せ	30回以上	20mシャトルラン	65回以上
	種目	基準													
	反復横とび	50回以上 / 20秒間													
握力	45kg以上（左右の平均）														
上体起こし	25回以上 / 30秒間														
腕立て伏せ	30回以上														
20mシャトルラン	65回以上														
スポーツ加点 （愛媛県のみ）	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。（詳細は、別表「加点の申請について」を参照） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上（講道館認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）	剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験					
項目	基準														
柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）														
剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）														
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験														
身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない項目がある場合、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	項目	基準	視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	聴力	完全であること。	その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。					
項目	基準														
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。														
聴力	完全であること。														
その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。														
	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。												

第2次試験	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。 (課題1題、解答時間1時間)
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、**体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。**

教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

別表 加点の申請について

項目	証明書類	申請方法
柔道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	受験申込時に申込書裏面の「スポーツ加点申請」欄を記入の上、証明書類(A4)を提出してください。 スポーツ歴で「出身校による全国大会参加証明書(原本)」以外の証明書類を提出した場合、原本確認又は追加書類の提出を求められることがあります。この場合、第1次試験(1日目)当日の受付終了時までには原本又は追加書類を提出してください。 基準を満たさない場合、申込書裏面の「スポーツ加点申請」欄の記入がない場合又は証明書類を欠く場合(申込み後に求める原本確認又は追加書類の提出ができない場合を含む。)は加点しません。
剣道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	出身校による全国大会参加証明書(原本)又は次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 大会に選手として出場したこと (1)は基準で例示している全国大会の場合は不要 (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること	

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験・検査種目	試験会場	合格発表
第1次試験	平成27年5月9日(土) (午前8時30分から午後5時30分までのうち人事委員会が指定する時間)	体力試験 身体検査	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	5月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
	平成27年5月10日(日) 午前9時から午後0時まで (受付時間:午前8時から午前8時45分) 遅刻した場合は受験できません。	教養試験		
第2次試験	6月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			7月中旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、ホームページ(<http://www.pref.ehime.jp/employment/>)へ4月28日(火)までに掲載します。
なお、ホームページで確認ができない場合は愛媛県人事委員会事務局へお問い合わせください。

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。また、合格した者には書面で通知します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験手続

- (1) 郵送又は持参による申込み

申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 (申請書等電子配布サービス) http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「警察官(男性・大卒)請求」と朱書し、宛先明記の返信用封筒(A4判用/角型2号、120円切手貼付)を同封の上、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県内各警察署等で交付します。

申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に52円切手を貼ってください。封筒の表に「 警察官（男性・大卒）申込み 」と朱書き、申込書及び受験票を封入し、 簡易書留郵便 により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 スポーツ加点を申請する場合は、証明書類（A4）を同封して送付してください。 簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、愛媛県人事委員会事務局へ持参してください。 スポーツ加点を申請する場合は、証明書類（A4）も持参してください。
受験票の交付	郵送で申し込む場合	4月21日（火）以降に受験票を郵送します。受験票が届いたら、必ず 最近6か月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦4.5cm、横3.5cm） を貼って、 第1次試験の1日目に持参してください。 受験票が4月30日（木）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず 写真を貼って、第1次試験の1日目に持参してください。

(2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システムの手続案内を確認してください。

（愛媛県簡易申請システム）<http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>

スポーツ加点を申請する場合は、インターネットで申し込むことができません。郵送又は窓口で直接申し込んでください。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（男性）採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、大学卒は平成28年4月以降の、大学卒特別募集は平成27年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

また、名簿に記載されても、大学卒は平成28年3月末日までに、大学卒特別募集は平成27年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。

(4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

7 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級21号給（現行給料月額199,500円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験 不 合 格 者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第 1 次 試 験 合 格 発 表 の 日 から 1 月 間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験 受 験 者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第 2 次 試 験 合 格 発 表 の 日 から 1 月 間	

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 問い合わせ先等

申込み先 問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/	
問い合わせ先	愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2623 フリーダイヤル 0120 - 204 - 724	
愛媛県以外の 都府県に関する 問い合わせ先	警視庁採用センター 電話 0120 - 314 - 372	神奈川県警察本部警務課採用係 電話 0120 - 03 - 4145
	大阪府警察官採用センター 電話 0120 - 370 - 314	兵庫県警察官採用センター 電話 0120 - 145 - 314

○愛媛県人事委員会公告第2号

平成27年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成27年 3月31日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

第1次試験日 平成27年 5月9日（土）、5月10日（日）

受付期間 平成27年 4月1日（水）～ 4月20日（月）

〔持 参〕 午前8時30分～午後5時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

〔郵 送〕 4月20日（月）までの消印有効

〔インターネット〕 4月1日（水）午前8時30分～4月13日（月）午後5時15分

試験会場 松山南高等学校

《平成27年度の変更点》

体力試験を第1次試験で実施します。

警察官（大学卒特別募集）採用候補者試験を実施します。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。

また、申込み後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
大学卒	6人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び 捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持 に従事します。	平成28年 4月1日
大学 特別募集	4人程度		平成27年10月1日

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大学卒	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた女子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成28年3月末日までに卒業する見込みの者

大 学 卒 特 別 募 集	ア 昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた女子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成27年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成27年10月1日の採用に応じられる者
------------------	--

3 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容												
第1次試験	教養試験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)												
	体力試験	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>25kg以上 (左右の平均)</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>35回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が2種目以上ある場合、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	種 目	基 準	反復横とび	40回以上 / 20秒間	握力	25kg以上 (左右の平均)	上体起こし	15回以上 / 30秒間	腕立て伏せ	15回以上	20mシャトルラン	35回以上
	種 目	基 準													
	反復横とび	40回以上 / 20秒間													
握力	25kg以上 (左右の平均)														
上体起こし	15回以上 / 30秒間														
腕立て伏せ	15回以上														
20mシャトルラン	35回以上														
スポーツ加点	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。(詳細は、別表「加点の申請について」を参照) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔 道</td> <td>2段以上(講道館認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>剣 道</td> <td>2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準	柔 道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)	剣 道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験					
項 目	基 準														
柔 道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)														
剣 道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)														
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験														
身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴 力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない項目がある場合、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	項 目	基 準	視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	聴 力	完全であること。	そ の 他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。					
項 目	基 準														
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。														
聴 力	完全であること。														
そ の 他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。														
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。												
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)												
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。												
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。												

(2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲

載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。

別表 加点の申請について

項目	証明書類	申請方法
柔 道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	受験申込時に申込書裏面の「スポーツ加点申請」欄を記入の上、証明書類（A4）を提出してください。 スポーツ歴で「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の証明書類を提出した場合、原本確認又は追加書類の提出を求められることがあります。この場合、第1次試験（1日目）当日の受付終了時までには原本又は追加書類を提出してください。 基準を満たさない場合、申込書裏面の「スポーツ加点申請」欄の記入がない場合又は証明書類を欠く場合（申込み後に求める原本確認又は追加書類の提出ができない場合を含む。）は加点しません。
剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
ス ポ ー ツ 歴	出身校による全国大会参加証明書（原本）又は次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 大会に選手として出場したこと (1)は基準で例示している全国大会の場合は不要 (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること	

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験・検査種目	試験会場	合格発表
第1次試験	平成27年5月9日（土） （午前8時30分から午後5時30分までのうち人事委員会が指定する時間）	体力試験 身体検査	松山南高等学校 （松山市末広町11番地1）	5月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
	平成27年5月10日（日） 午前9時から午後0時まで （受付時間：午前8時から午前8時45分） 遅刻した場合は受験できません。	教養試験		
第2次試験	6月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			7月中旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/employment/>）へ4月28日（火）までに掲載します。なお、ホームページで確認ができない場合は愛媛県人事委員会事務局へお問い合わせください。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。また、合格した者には書面で通知します。

5 受験手続

(1) 郵送又は持参による申込み

申込方法	申込方法	注意事項
申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 （申請書等電子配布サービス） http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「警察官（女性・大卒）請求」と朱書し、宛先明記の返信用封筒（A4判用/角型2号、120円切手貼付）を同封の上、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県内各警察署等で交付します。
申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に52円切手を貼ってください。封筒の表に「警察官（女性・大卒）申込み」と朱書し、申込書及び受験票を封入し、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。スポーツ加点を申請する場合は、証明書類（A4）を同封して送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、愛媛県人事委員会事務局へ持参してください。スポーツ加点を申請する場合は、証明書類（A4）も持参してください。
受験票の交付	郵送で申し込む場合	4月21日（火）以降に受験票を郵送します。受験票が届いたら、必ず最近6か月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦4.5cm、横3.5cm）を貼って、第1次試験の1日目に持参してください。 受験票が4月30日（木）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へお問い合わせください。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず写真を貼って、第1次試験の1日目に持参してください。

(2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システムの手続案内を確認してください。

（愛媛県簡易申請システム）<http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>

スポーツ加点を申請する場合は、インターネットで申し込むことができません。郵送又は窓口で直接申し込んでください。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、大学卒は平成28年4月以降の、大学卒特別募集は平成27年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

また、名簿に記載されても、大学卒は平成28年3月末日までに、大学卒特別募集は平成27年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。

(4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

7 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級21号給（現行給料月額199,500円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

9 問い合わせ先等

申込み先 問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/
問い合わせ先	愛媛県警察本部 警務課 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2623 フリーダイヤル 0120-204-724

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成27年3月31日

愛媛県公営企業管理者 俊野健治

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 後						
別表第1 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)						
名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	名 称	区 分	単 位	金 額	備 考		
診断書料	省略				診断書料	省略					
	省略					生命保険診断書	省略				
	生命保険診断書	省略									
	特殊診断書					死体(胎)検案書	病死	1部	6,500円		
死体(胎)検案書	省略										
文書料	普通証明書	1部	1,800円	省略	文書料	普通証明書	1部	1,700円	省略		
	出産証明書										
	死産証明書										
	省略					自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく明細書	1部	4,500円			
	省略										
	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく明細書	1部	4,500円								
省略				省略							
脳ドック		1回	33,800円 (人間ドックと併せて受ける場合にあっては、24,400円)		脳ドック		1回	33,650円 (人間ドックと併せて受ける場合にあっては、24,080円)			
省略					省略						
乳がん検診料		1回	11,300円 (人間ドックと併せて受ける場合にあっては、6,300円)		乳がん検診料		1回	11,180円 (人間ドックと併せて受ける場合にあっては、6,180円)			
省略					省略						
分娩介助料	診療日の午前8時30分以降午後5時15分以前(以下「診療時間」という。)に分娩した場合	1件	201,000円		分娩介助料	診療日の午前8時30分以降午後5時15分以前 _____に分娩した場合	1件	174,000円			
	診療時間外に分娩した場合	1件	226,000円			午前5時後午後10時前に分娩した場合(診療日の午前8時30分以降午後5時15分以前に分娩した場合を除く。)	1件	199,000円			
						午後10時以降翌日午前5時以前に分娩した場合	1件	202,000円			

歯科	矯正用アンカー		1本	25,000円
口腔 外科	インプラント埋 込術料			
に係 る料 金	矯正用アンカー インプラント除 去術料		1本	4,630円

注 省略

注 省略

附 則

この管理規程は、平成27年 4月 1日から施行する。